

現行計画	見直し案	頁										
<p>1 総 則</p> <p>第1節 目的 (略)</p> <p>第2節 計画の構成</p> <p>笠間市地域防災計画は、前節に掲げた内容を目的とし、本市における各種災害に対応するため基本的かつ総合的な計画として策定するものである。</p> <p>この計画は、「風水害等対策計画編」、「震災対策計画編」から構成されており、市域における防災活動の指針としての性格を有するとともに、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとする。また、毎年計画内容を検討し、防災に関する諸情勢の変化に伴って、充実、合理化の必要が生じたときは、これを補完し、修正するものである。</p> <p>第1編は、本市の地域における災害対策を体系化したものであり、「笠間市地域防災計画」の中の「風水害等対策計画編」とするものである。</p> <p>第3節 市の自然条件</p> <p>第1 位置・地勢等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地勢</p> <p>東西約 20 km、南北 25 kmで総面積 240.25 km² (笠間地区 131.61 km²、友部地区 58.71 km²、岩間地区 49.93 km²)となる。(中略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 土地</p> <p>主要地目別面積をみると、本市は「山林」が 89.146 km²と最も大きく、市総面積に占める割合は 37.1%と、県平均 (27.3%) よりも 1 割程度高い。その他では、「田」「畑」が 1 割台で、「宅地」は 1 割を割っている。各地区別にみると、笠間地区は「山林」の割合が 43.6%と特に高く、岩間地区は「畑」の割合が 25.4%と高くなっている。</p> <p>主要地目別面積 (略)</p> <p>第2 気候</p> <p>1 気候</p> <p>気候は、夏は気温・湿度とも高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候になっている。</p> <p>各月の気温の平均値 (昭和54年～平成12年) をみると、8月が24.9℃と最も高く、1月が2.1℃と最も低くなっているが、日最高気温と日最低気温との差異は大きく、平成16年の気象データをみると、日最高気温が8月の34.9℃であるのに対して、日最低気温は2月の-8.2℃となり、気温の年較差は40℃以上となり、夏は暑く、冬は寒いといえる。</p> <p>年間降水量の平均値 (昭和54年～平成12年) は1,330mmで、9月の降雨量が最も多い。夏季の雷雨は、県内でも多い地方であり、5～9月の期間で雷雨日数が少ない年でも10日、多い年では29日にも達した例がある。また、雹害も比較的多い。冬期は晴天が続き乾燥しやすい。</p> <p>年降水量, 平均気温グラフ (略)</p> <p>2 気象災害の概況</p> <p>本市における過去の主な災害としては、次のとおりである。</p> <p>災害の記録</p> <table border="1" data-bbox="121 1640 988 1797"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 市の社会条件</p> <p>第1 人口</p> <p>1 人口及び世帯</p> <p>平成 17 年 10 月 1 日現在の人口は 81,474 人、世帯数は 26,948 世帯で、1 世帯当たりの人員は 3.02 人となっている。</p>	発生年月日	事 項		(中略)	<p>1 総 則</p> <p>第1節 目的 (略)</p> <p>第2節 計画の構成</p> <p>笠間市地域防災計画は、前節に掲げた内容を目的とし、本市における各種災害に対応するため基本的かつ総合的な計画として策定するものである。</p> <p>この計画は、「風水害等対策計画編」、「震災対策計画編」及び「原子力災害対策編」から構成されており、市域における防災活動の指針としての性格を有するとともに、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとする。また、毎年計画内容を検討し、防災に関する諸情勢の変化に伴って、充実、合理化の必要が生じたときは、これを補完し、修正するものである。</p> <p>第1編は、本市の地域における災害対策を体系化したものであり、「笠間市地域防災計画」の中の「風水害等対策計画編」とするものである。</p> <p>第3節 市の自然条件</p> <p>第1 位置・地勢等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地勢</p> <p>東西約 20 km、南北 25 kmで総面積 <u>240.27</u> km² (笠間地区 <u>131.63</u> km²、友部地区 58.71 km²、岩間地区 49.93 km²) となる。(中略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 土地</p> <p>主要地目別面積をみると、本市は「山林」が <u>85.584</u> km²と最も大きく、市総面積に占める割合は <u>35.6</u>%と、県平均 (<u>26.6</u>%) よりもやや高い<u>割合を示している</u>。その他では、「田」「畑」が 1 割台で、「宅地」は 1 割を割っている。</p> <p>主要地目別面積 (略)</p> <p>第2 気候</p> <p>1 気候</p> <p>気候は、夏は気温・湿度とも高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候になっている。</p> <p>各月の平均気温の平年値 (<u>昭和56年～平成22年</u>) をみると、8月が<u>25.2</u>℃と最も高く、1月が<u>2.2</u>℃と最も低くなっている。</p> <p>年間降水量の平年値 (<u>昭和 56 年～平成 22 年</u>) は <u>1,349.7</u> mmで、<u>主に6月～9月の梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多くなっており、月別では9月が 188.8mm と最も多い。</u></p> <p>年降水量, 平均気温グラフ (略)</p> <p>2 気象災害の概況</p> <p>本市における過去の主な災害としては、次のとおりである。</p> <p>災害の記録</p> <table border="1" data-bbox="1439 1640 2306 1797"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td><u>21. 8. 7</u></td> <td><u>集中豪雨により1時間に81.5mmの雨量を観測。床下浸水3棟、床上浸水69棟</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 市の社会条件</p> <p>第1 人口</p> <p>1 人口及び世帯</p> <p>平成 <u>22</u> 年 10 月 1 日現在の人口は <u>79,409</u> 人、世帯数は <u>27,946</u> 世帯で、1 世帯当たりの人員は <u>2.84</u> 人となっている。</p>	発生年月日	事 項		(中略)	<u>21. 8. 7</u>	<u>集中豪雨により1時間に81.5mmの雨量を観測。床下浸水3棟、床上浸水69棟</u>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>7</p>
発生年月日	事 項											
	(中略)											
発生年月日	事 項											
	(中略)											
<u>21. 8. 7</u>	<u>集中豪雨により1時間に81.5mmの雨量を観測。床下浸水3棟、床上浸水69棟</u>											

<p>3地区の人口は、平成12年に合計8万2千人を超えたものの近年は漸減傾向にあり、平成12年と比較すると約1%の減少で、県平均(0.4%減)をやや上回る。</p> <p>一方、人口減に対して世帯数は平成12年よりも4%増加しているため、1世帯当たりの人員は0.16人の減少となり、核家族化がやや進行している状況がうかがえる。</p> <p>グラフ(略)</p> <p>2 年齢3区分別人口構成比</p> <p>年齢3区分別人口構成比をみると、平成16年10月1日現在では、15歳未満の年少人口が14.2%、15～64歳の生産年齢人口が65.5%、65歳以上の高齢人口が20.3%となっている。</p> <p>地区別にみると、笠間地区及び岩間地区は高齢人口の割合が高く、いずれも2割を超えている。一方、友部地区は生産年齢人口の割合が高い。</p> <p>年齢3区分別人口構成比(略)</p> <p>第2 交通</p> <p>1 鉄道</p> <p>首都圏近郊、茨城県、福島県浜通り、宮城県南部を繋ぐ東日本旅客鉄道常磐線が本市の南東を走っており、本市の停車駅は、友部駅、岩間駅がある。また、栃木県小山市の小山駅と友部駅を結ぶ東日本旅客鉄道水戸線が本市を東西に横断しており、本市の停車駅は、友部駅、宍戸駅、笠間駅、稲田駅、福原駅となっている。</p> <p>本市の中心駅となる友部駅は3面5線のホームを持つ橋上駅が平成19年3月に竣工し、利用者数は1日平均3,615人(平成16年度)にのぼる。そのほかの主要駅の平成16年度の利用状況は、笠間駅が1日平均1,644人、岩間駅が1日平均1,531人となっている。</p> <p>2 道路</p> <p>国道は、群馬県前橋市から水戸市へ至る国道50号が本市を東西に横断しており、北関東3県を貫く大動脈として重要な路線となっている。また、千葉県香取市から本市に至る国道355号が本市の南部から国道50号と交差する地点まで通じているほか、石岡市から本市に至る石岡岩間バイパス(国道355号バイパス)が整備されている。</p> <p>高速道路については、東京都を起点とし、仙台市を終点とする常磐自動車道と、群馬県高崎市からひたちなか市へ至る北関東自動車道が本市南東部に位置している。常磐自動車道には、岩間インターチェンジと友部SAスマートインターチェンジがある。北関東自動車道には、友部インターチェンジがあり、平成19年11月には市西部に笠間西インターチェンジが開設された。</p> <p>県道は、主要地方道宇都宮・笠間線をはじめ17路線が走り、市道は3,856路線で、総延長は144.82kmとなっている。</p>	<p>人口は、平成12年に合計8万2千人を超えたものの近年は漸減傾向にあり、平成12年と比較すると約4%の減少で、県平均(0.5%減)を上回る。</p> <p>一方、人口減に対して世帯数は平成12年よりも約8%増加しているため、1世帯当たりの人員は0.34人の減少となり、核家族化が進行している状況がうかがえる。</p> <p>グラフ(略)</p> <p>2 年齢3区分別人口構成比</p> <p>年齢3区分別人口構成比をみると、平成22年10月1日現在では、15歳未満の年少人口が13.0%、15～64歳の生産年齢人口が63.0%、65歳以上の高齢人口が24.0%となっている。</p> <p>年齢3区分別人口構成比(略)</p> <p>第2 交通</p> <p>1 鉄道</p> <p>首都圏近郊、茨城県、福島県浜通り、宮城県南部を繋ぐ東日本旅客鉄道常磐線が本市の南東を走っており、本市の停車駅は、友部駅、岩間駅がある。また、栃木県小山市の小山駅と友部駅を結ぶ東日本旅客鉄道水戸線が本市を東西に横断しており、本市の停車駅は、友部駅、宍戸駅、笠間駅、稲田駅、福原駅となっている。</p> <p>本市の中心駅となる友部駅は3面5線のホームを持つ橋上駅が平成19年3月に竣工し、利用者数は1日平均3,501人(平成22年度)にのぼる。そのほかの主要駅の平成22年度の利用状況は、笠間駅が1日平均1,406人、岩間駅が1日平均1,372人となっている。</p> <p>2 道路</p> <p>国道は、群馬県前橋市から水戸市へ至る国道50号が本市を東西に横断しており、北関東3県を貫く大動脈として重要な路線となっている。また、千葉県香取市から本市に至る国道355号が本市の南部から国道50号と交差する地点まで通じているほか、石岡市から本市に至る石岡岩間バイパス(国道355号バイパス)が整備されている。</p> <p>高速道路については、東京都を起点とし、仙台市を終点とする常磐自動車道が本市南東部を縦断し、群馬県高崎市からひたちなか市へ至る北関東自動車道が本市中央部を横断している。常磐自動車道には、岩間インターチェンジと友部SAスマートインターチェンジがある。北関東自動車道には、友部インターチェンジと笠間西インターチェンジがある。</p> <p>県道は、主要地方道宇都宮・笠間線をはじめ21路線が走り、市道は3,962路線で、総延長は1531.905kmとなっている。</p>	8
<p>第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 指定地方行政期間</p> <p>(中略)</p> <p>東京管区気象台水戸地方気象台</p> <p>(中略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 指定公共機関</p> <p>(中略)</p> <p>日本銀行水戸事務所</p> <p>災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。</p>	<p>第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 指定地方行政期間</p> <p>(中略)</p> <p>東京管区気象台(水戸地方気象台)</p> <p>(中略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 指定公共機関</p> <p>(中略)</p> <p>日本銀行水戸事務所</p> <p><u>(1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること</u></p> <p><u>(2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること</u></p> <p><u>(3) 金融機関の業務運営の確保に関すること</u></p> <p><u>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に関すること</u></p> <p><u>(5) 上記各業務にかかる広報に関すること</u></p>	9
<p>日本赤十字社茨城県支部</p> <p>(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 義援金品の募集に関すること。</p>	<p>日本赤十字社茨城県支部</p> <p>(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。</p> <p><u>(2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること</u></p> <p><u>(3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。</u></p>	12
		13

<p>(中略)</p> <p>第7 指定地方公共機関 茨城県土地改良事業団体連合会 各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること。</p> <p>(中略)</p> <p>ガス事業者 (1) ガス施設の安全、保全に関すること。 (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。</p> <p>社団法人茨城県高圧ガス保安協会 (中略)</p> <p>第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 茨城中央農業協同組合、笠間市商工会、<u>笠間市友部商工会、笠間市岩間商工会</u> (略)</p>	<p>(4) 義援金品の募集<u>配布</u>に関すること。 (中略)</p> <p>第7 指定地方公共機関 茨城県土地改良事業団体連合会 各地土地改良区が<u>農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成</u>に関すること。 (中略)</p> <p>ガス事業者 (1) ガス施設の安全、保全に関すること。 (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。 <u>(3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。</u></p> <p><u>一般</u>社団法人茨城県高圧ガス保安協会 (中略)</p> <p>第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 茨城中央農業協同組合、笠間市商工会、<u>(削除)</u> (略)</p>	14
<p>2 風水害対策計画 第1章 災害予防 (中略)</p> <p>第1節 水政計画 第1 治山治水計画 1(1) (略) (2) 治山施設の整備 市内における山地災害危険地区は39箇所あり、崩壊土砂流出危険地区が24箇所、山腹崩壊危険地区が13箇所、地すべり危険地区が2箇所となっている。(別表参照) 市は、これらの危険地区を重点に、治山施設の整備を計画的に実施し、災害の未然防止を図るため、県事業としての整備実施を要請する。 2～4 (略) 別表 山地災害危険地区 (略)</p>	<p>2 風水害対策計画 第1章 災害予防 (中略)</p> <p>第1節 水政計画 第1 治山治水計画 1(1) (略) (2) 治山施設の整備 市内における山地災害危険地区は39箇所あり、崩壊土砂流出危険地区が24箇所、山腹崩壊危険地区が<u>19</u>箇所、地すべり危険地区が2箇所となっている。(別表参照) 市は、これらの危険地区を重点に、治山施設の整備を計画的に実施し、災害の未然防止を図るため、県事業としての整備実施を要請する。 2～4 (略) 別表 山地災害危険地区 (略)</p>	15
<p>第2 水防法に基づく洪水対策 (略)</p> <p>第2節 土砂災害防止計画 第1 土砂災害防止法に基づく対策 (略)</p>	<p>第2 水防法に基づく洪水対策 (略)</p> <p>第2節 土砂災害防止計画 第1 土砂災害防止法に基づく対策 (略)</p>	17
<p>第2 がけくずれ対策 (中略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 急傾斜崩壊危険区域の指定 (中略)</p> <p>なお、本市には急傾斜地崩壊危険区域指定箇所が1箇所ある。 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所 (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第2 がけくずれ対策 (中略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 急傾斜崩壊危険区域の指定 (中略)</p> <p>なお、本市には急傾斜地崩壊危険区域指定箇所が<u>2</u>箇所ある。 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所 (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	18
<p>第3 地すべり対策 (略)</p> <p>第4 土石流危険溪流対策 (略)</p> <p>第3節 交通計画 (略)</p>	<p>第3 地すべり対策 (略)</p> <p>第4 土石流危険溪流対策 (略)</p> <p>第3節 交通計画 (略)</p>	24

<p>第4節 都市計画 (中略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 都市計画事業の推進 都市の将来像の実現に向けた都市の整備，開発及び保全を図るため，適時適切な都市計画事業を推進していく必要があり，特に密集市街地においては，防災性の向上を図る観点から都市計画事業を推進していく。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 上水道事業 本市の上水道事業は，公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため整備が進められてきた。 現在，笠間地区，友部地区，岩間地区とも，全戸給水を目指し，以下の内容で計画的に施設整備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠間市笠間水道事業 認可状況 (略) ・笠間市友部水道事業 認可状況 (略) ・笠間市岩間水道事業 認可状況 (略) ・工業用水事業 認可状況 (略) <p>10 下水道事業 (略)</p>	<p>第4節 都市計画 (中略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 都市計画事業の推進 都市の将来像の実現に向けた都市の整備，開発及び保全を図るため，適時適切な都市計画事業を推進していく必要があり，特に密集市街地においては，防災性の向上を図る観点から都市計画事業を推進していく。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 上水道事業 本市の上水道事業は，公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため整備が進められてきた。 <u>笠間市笠間水道事業，友部水道事業，岩間水道事業については，平成22年4月1日付で廃止，同日付で「笠間市水道事業」として認可された。現在，全戸給水を目指し，以下の内容で計画的に施設整備を進めている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠間市水道事業 認可状況 (略) <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業用水事業 認可状況 (略) <p>10 (略)</p>	<p>25</p> <p>28</p>
<p>第5節 文教計画 (略)</p>	<p>第5節 文教計画 (略)</p>	<p>30</p>
<p>第6節 農地農業計画 (略)</p>	<p>第6節 農地農業計画 (略)</p>	<p>40</p>
<p>第7節 気象業務整備計画</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>45</p>
<p>第8節 情報通信設備等の整備計画 (中略)</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市防災行政無線 市内全域に配備した市防災行政無線を活用し，災害発生時の迅速な情報伝達を行う。随時保守点検を行い故障等の事前防止に努めるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 情報通信設備の災害時の機能確保 災害時の停電に備え，通信設備の機能確保に努めるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 非常用電源の確保 災害時の停電に備え，バッテリー，無停電電源装置，自家発電設備等の整備に努める。</p>	<p>第7節 情報通信設備等の整備計画 (中略)</p> <p>1 情報通信設備の整備拡充 <u>災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが，災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには，様々なレベルの情報通信設備の整備を行い，情報伝達手段の多様化，多層化に努める。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市防災行政無線 市内全域に配備した市防災行政無線を活用し，災害発生時の迅速な情報伝達を行う。随時保守点検を行い故障等の事前防止に努めるとともに，<u>無線のデジタル化を行い，全国瞬時警報システム（J-ALERT）と接続することにより，国からの情報を瞬時に市民に伝達することが可能となるよう整備する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 緊急情報メールシステム <u>携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し，市のエリア全域に一斉に情報伝達が行えるよう整備する。</u></p> <p>(7) 情報通信設備の災害時の機能確保 災害時の停電に備え，通信設備の機能確保に努めるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 非常用電源の確保 災害時の停電に備え，バッテリー，無停電電源装置，自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。</p> <p>エ 耐震化，免震化 <u>通信設備全体に関して，強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに，特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。</u></p>	<p>47</p>

<p>2 緊急連絡（略）</p> <p>3 関係機関との連絡方法（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 通信連絡系統図の作成（中略）</p> <p>通信連絡系統図（略）</p> <p>第9節 災害用資材、機材等の点検整備計画（中略）</p> <p>1 水防・消防等の備蓄資機材の整備 災害時に有効適切に使用できるよう、逐次水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>2 緊急連絡（略）</p> <p>3 関係機関との連絡方法（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 通信連絡系統図の作成（中略）</p> <p>通信連絡系統図（略）</p> <p>第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画（中略）</p> <p>1 水防・消防等の備蓄資機材の整備 災害時に有効適切に使用できるよう、逐次水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努める<u>とともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。</u></p> <p>2～3 （略）</p>	<p>49</p>
<p>第10節 火災予防計画（中略）</p> <p>1 消防組織の充実、強化</p> <p>(1) 消防本部 笠間市消防本部は、総務課、予防課、警防課、通信指令課の4課と、笠間消防署、友部消防署、岩間消防署において、総職員数132名となっている。</p> <p>(2) 消防団 消防団については、平成19年4月現在で分団数46個分団、団員802人で編成されている。 消防団は、単に消火活動を行うのみならず、各地区において火災予防についても市民の指導や巡回広報等を実施し、風水害や地震等の各種災害の防ぎょ活動にあたるほか、遭難者の捜索救助や各種警戒などを行っている。</p> <p>(3) 自主防災組織 市民自ら守るという防火意識を高揚し、自主防災組織の育成を図るものとする。自主防災組織においては消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資器材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。</p> <p>2 消防施設等の整備、強化（略）</p> <p>3～8 （略）</p>	<p>第9節 火災予防計画（中略）</p> <p>1 消防組織の充実、強化</p> <p>(1) 消防本部 笠間市消防本部は、総務課、予防課、警防課、通信指令課の4課と、笠間消防署、友部消防署、岩間消防署において、<u>消防職員定数は</u>132人となっている。</p> <p>(2) 消防団 消防団については、平成<u>24</u>年4月現在で分団数46個分団、<u>団員定数822</u>人で編成されている。 消防団は、単に消火活動を行うのみならず、各地区において火災予防についても市民の指導や巡回広報等を実施し、風水害や地震等の各種災害の防ぎょ活動にあたるほか、遭難者の捜索救助や各種警戒などを行っている。</p> <p>(3) 自主防災組織 <u>市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高揚し、自主防災組織の結成・育成を推進するものとする。</u> 自主防災組織においては消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資器材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。</p> <p>2 消防施設等の整備、強化（略）</p> <p>3～8 （略）</p>	<p>50</p>
<p>第11節 防災知識の普及計画</p> <p>災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は防災教育活動を推進するものとする。 また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。</p> <p>1 市民向けの防災教育</p> <p>(1) 普及すべき防災知識の内容 市民の防災意識の高揚を図るため、学校教育、社会教育を通じて、あらゆる広報媒体により主に次の防災知識の普及徹底を図る。</p> <p>ア 風水害時の危険性</p> <p>イ 家庭での予防・安全対策</p> <p>ウ 注意報・警報実施時にとるべき行動</p> <p>エ 避難所での行動</p> <p>オ 早期避難の重要性と避難所及び避難路</p> <p>カ 自主防災組織等の地域での防災活動</p>	<p>第10節 防災知識の普及計画</p> <p>災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人<u>ひとり</u>が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は防災教育活動を推進するものとする。 また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・<u>研修</u>を推進するものとする。</p> <p>1 市民向けの防災教育 <u>市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、市、県及び防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。</u></p> <p>(1) <u>普及啓発すべき内容</u> <u>市、県、防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする</u></p> <p><u>ア 家庭内での予防・安全対策</u></p> <p><u>(7) 概ね3日分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄</u></p> <p><u>(イ) 災害時の家族内の連絡体制の確保</u></p> <p><u>(ウ) 地域で実施する防災訓練への積極的参加</u></p> <p><u>イ 防災関連設備等の準備</u></p> <p><u>(7) 非常用持出袋</u></p>	<p>53</p>

<p>キ 災害に対する平素の心得</p> <p>(7) 住宅の点検</p> <p>(イ) 火災の防止</p> <p>(ウ) 応急救護</p> <p>(エ) 3日分の食糧・飲料水の備蓄</p> <p>(オ) 非常持ち出し袋等の設置</p> <p>(カ) 避難地、避難路の確認、連絡方法</p> <p>ク 災害時の心得</p> <p>(7) 情報の入手</p> <p>(イ) 家屋等の補修</p> <p>(ウ) 出火防止及び初期消火</p> <p>(エ) 避難の方法、時期</p> <p>(オ) その他災害に応じた措置</p> <p>ケ その他地域の実情に応じて市民の安全確保に必要な情報</p> <p>(2) 防災に関する広報及び普及方法</p> <p>次の方法により防災知識の普及を図る。</p> <p>ア 市の広報「かさま」への防災知識等の掲載</p> <p>イ 公民館活動の場を通じた講習会、映画会等の開催</p> <p>ウ パンフレット、ポスター、チラシ等の利用及び防災ビデオ等の貸出</p> <p>エ 避難場所での行動</p> <p>オ 広報車による広報</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>ア 学校行事に防災訓練を実施し、初期消火、避難方法等について習得させる。</p> <p>イ 防災施設、防災関係の催し等の見学及び起震車の体験学習等を行い、災害に対する平素の心得及び災害時の措置等について指導する。</p> <p>ウ パンフレットの配布、ポスターの掲示、映画、ビデオ等の貸出し上映等により普及を行うとともに、防災に関する図画、作文を募集するなど意識啓発に努める。</p> <p>(2) 指導者に対する防災教育</p> <p>指導者のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第12節 防災訓練計画</p> <p>(中略)</p> <p>1 総合防災訓練</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 訓練項目</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>2 個別訓練の種類及び方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難訓練</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>(イ) <u>消火器等消火資機材</u></p> <p>(ウ) <u>住宅用火災警報器</u></p> <p>(エ) <u>その他防災関連設備等</u></p> <p>ウ <u>自主防災組織等の地域での防災活動</u></p> <p>エ その他地域の実情に応じて市民の安全確保に必要な情報</p> <p>(2) 防災に関する広報及び普及方法</p> <p>次の方法により防災知識の普及を図る。</p> <p>ア 市の広報「かさま」への防災知識等の掲載</p> <p>イ 公民館活動の場を通じた講習会、映画会等の開催</p> <p>ウ パンフレット、ポスター、チラシ等の利用及び防災ビデオ等の貸出</p> <p>エ 避難場所での行動</p> <p>オ 広報車による広報</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>ア <u>幼稚園、小学校、中学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>イ <u>地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。</u></p> <p>ウ <u>災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。</u></p> <p><u>実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。</u></p> <p>(2) 指導者に対する防災教育</p> <p>指導のための手引書等の作成・配布および<u>避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第11節 防災訓練計画</p> <p>(中略)</p> <p>1 総合防災訓練</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 訓練項目</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ <u>災害時要援護者の支援（避難所への避難等）</u></p> <p>サ <u>応急給水活動</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 個別訓練の種類及び方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難訓練</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>55</p>
--	---	-----------

(4)～(6) (略)
3 (略)

第13節 防災組織等の活動体制整備計画
(中略)
1 自主防災組織の育成・連携
(1) 自主防災組織の整備

ア～オ (略)
(2)～(4) (略)
2 (略)
別表
1 自主防災組織の内容(例)
2 平常時又は非常時の役割(例)

	平常時の役割	非常時の役割
情報班	災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、情報伝達収集訓練	デマ防止、災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集及び防災機関への伝達
消火班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出救護班	負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得	負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災機関への協力
避難誘導班	集合場所、避難路、避難場所の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、災害時要援護者の把握	避難場所、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、災害時要援護者の避難援護
給食給水班	非常持出品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊出し訓練	非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、炊出し実施、配水及び救援物資の配分の協力

3 ボランティア団体の育成・連携
(1) 一般ボランティアの担当窓口の設置
市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するために、あらかじめ一般ボランティアの担当窓口を総務課に設置する。災害時におけるボランティア活動の受入れ窓口は、笠間市社会福祉協議会が設置するが、市は、笠間市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動が円滑に行われるよう積極的に支援する。

(2) 受入れ窓口の整備と応援体制の確立
市社会福祉協議会は、受入れ窓口の円滑なボランティア活動を促進するため、体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

(3) 一般ボランティアの養成・登録
ア コーディネートシステムの構築
災害時にボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようボランティアコーディネートシステムをあらかじめ調整し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。その際、コーディネーターが行う業務は次のとおりとする。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施
市は学校と連携し、児童・生徒を含めた避難訓練の実施、地域住民の参加により学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(4)～(6) (略)
3 (略)

第12節 防災組織等の活動体制整備計画
(中略)
1 自主防災組織の育成・連携
(1) 自主防災組織の整備
市は、県と連携し、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。
また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

ア～オ (略)
(2)～(4) (略)
2 (略)
別表
1 自主防災組織の内容(例)(略)
2 平常時又は非常時の役割(例)

	平常時の役割	非常時の役割
情報班	災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、 <u>災害発生時における、地域内の連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認</u>	デマ防止、災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集及び防災機関への伝達
消火班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出救護班	負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得	負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災機関への協力
避難誘導班	集合場所、避難路、避難場所の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、災害時要援護者の把握、 <u>地域の危険箇所の点検・把握等</u>	避難場所、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、災害時要援護者の避難援護
給食給水班	非常持出品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊出し訓練	非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、炊出し実施、 <u>給水</u> 及び救援物資の配分の協力

3 ボランティア団体の育成・連携
(1) 一般ボランティアの担当窓口の設置
市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するために、あらかじめ一般ボランティアの担当窓口を市民活動課に設置する。災害時におけるボランティア活動の受入れ窓口は、笠間市社会福祉協議会が設置するが、市は、笠間市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動が円滑に行われるよう、被災者のニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。
市、市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く住民に周知する。

(2) 受入れ窓口の整備と応援体制の確立
市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

(3) 一般ボランティアの養成・登録
ア コーディネートシステムの構築
災害時にボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようボランティアコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制

<p>(7)～(9) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 企業防災の促進</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時の重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧被害策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。</p> <p>第14節 災害時要援護者支援計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時要援護者関連施設の安全体制の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急応援連絡体制の整備</p> <p>施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の災害時要援護者関連施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。</p> <p>市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等の連携の確保について必要な援助を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 在宅災害時要援護者の救援体制の確保</p> <p>(1) 災害時要援護者の状況把握</p> <p>市は、民生委員・児童委員、市民団体、ボランティア団体等の協力を得て、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び要援護者の状況把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備</p> <p>市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。</p> <p>また、市は、災害時における独り暮らし高齢者等の安全確保を図るため、独り暮らし高齢者に対しペンダント式等の緊急通報システムを導入しているが、なお一層の整備・拡充の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 相互協力体制の整備</p> <p>市は、民生委員を中心として、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織）、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体などとの連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p> <p>市は、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難計画を策定するとともに、市民に対し避難所、避難経路等の周知徹底を図るものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>の構築を図るものとする。</u> その際、コーディネーターが行う業務は次のとおりとする。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 企業防災の促進</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時の重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・<u>運用</u>するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練<u>の実施、事業所の耐震化、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、<u>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施</u>するなど防災活動の推進に努める。</p> <p><u>また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、</u>市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける<u>など、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、</u>防災に関するアドバイスをを行う。</p> <p>第13節 災害時要援護者支援計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時要援護者関連施設の安全体制の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急応援連絡体制の整備</p> <p>施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の災害時要援護者関連施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。</p> <p>市は、<u>社会福祉施設及び福祉関係団体と災害時要援護者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、</u>施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等の連携の確保について必要な援助を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 在宅災害時要援護者の救援体制の確保</p> <p>(1) 災害時要援護者の状況把握</p> <p><u>市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した災害時要援護者名簿及び災害時要援護者避難支援プラン個別計画（災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等を行うことにより、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等を把握する。</u></p> <p><u>また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ災害時要援護者に係る情報の共有化を図る。</u></p> <p>(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備</p> <p>市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や<u>障害者団体との連携により情報伝達体制の確立を図る。</u></p> <p><u>特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備を図る。</u></p> <p>また、市は、災害時における独り暮らし高齢者等の安全確保を図るため、独り暮らし高齢者に対しペンダント式等の緊急通報システムを導入しているが、なお一層の整備・拡充に<u>努める。</u></p> <p>(3) 相互協力体制の整備</p> <p>市は、民生委員を中心として、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体などとの連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力体制を<u>整備する。</u></p> <p><u>特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定するとともに、関係機関への災害時要援護者名簿等の情報の共有化を図る。</u></p> <p>(4) (略)</p>	62
--	--	----

<p>(5)防災知識の普及・啓発，防災訓練の実施 市は，近隣住民（自主防災組織），地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体などの協力により，災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。 また，災害時における的確な対応能力を高めるため災害時要援護者の防災行動マニュアルの策定など，災害時要援護者に十分配慮したきめ細かい防災に関する知識の普及・啓発を図る。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 外国人等に対する防災対策の充実 (中略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ライフラインカードの携行促進 市は，外国人が被災した場合の確認，連絡や医療活動等を円滑に行うため，外国人登録の窓口等で血液型や既往症，宗教，連絡先などを記載するライフラインカードを配布し，外国人にその作成をすすめるとともに，携行の促進に努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第15節 防災事業計画 この計画は，平成18年度までに整備済事業及び平成19年度からの整備すべき施設等を次のように定めるものである。 平成18年度までの整備済み事業 ・防火水槽設置 809 基 ・消火栓設置 1,196 基 ・茨城県防災情報システム設置（平成10年度整備） ・防災行政無線笠間地区（平成11，12年度整備） 屋外子局 84 基 戸別受信機 896 台 ・防災行政無線友部地区（平成元年度整備） 屋外子局 83 基 戸別受信機 120 台 ・防災行政無線岩間地区（平成7年度整備） 屋外子局 9 基 戸別受信機 4,300 台 ・自主防災組織設立 12 組織 平成19年度 ・新笠間市地域防災計画策定 ・防災アセスメント実施 ・自主防災組織設立 1 組織 平成20年度以降 ・避難誘導サイン設置 ・災害用物資の備蓄及び備蓄倉庫の整備 ・防災訓練の実施</p> <p>第2章 災害応急対策 (中略)</p> <p>第1節 組織計画 活動のポイント (略)</p>	<p>(5) 防災知識の普及・啓発，防災訓練の実施 市は，近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員），地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体などの協力により，災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。 また，災害時における的確な対応能力を高めるため災害時要援護者の防災行動マニュアルの策定など，災害時要援護者に十分配慮したきめ細かい防災に関する知識の普及・啓発を図る。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 外国人等に対する防災対策の充実 (中略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>災害時マニュアル</u>の携行促進 市は，外国人が被災した場合の確認，連絡や医療活動等を円滑に行うため，<u>様々な機会を捉え，氏名や住所，連絡先，言語，血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し</u>，携行の促進に努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第14節 防災事業計画 この計画は，平成23年度までに整備済事業及び平成24年度からの整備すべき施設等を次のように定めるものである。 平成23年度までの整備及び実施済み事業 ・<u>防火水槽設置 979 基</u> ・<u>消火栓設置 1,225 基</u> ・<u>茨城県防災情報システム設置（平成10年度整備）</u> ・<u>防災行政無線</u> <u>笠間地区（平成11，12年度整備） 屋外子局 84 基，戸別受信機 896 台</u> <u>友部地区（平成元年度整備） 屋外子局 83 基，戸別受信機 120 台</u> <u>岩間地区（平成7年度整備） 屋外子局 9 基，戸別受信機 4,300 台</u> ・<u>自主防災組織 40 組織</u> ・<u>防災アセスメント実施</u> ・<u>避難誘導サイン設置</u> ・<u>災害用物資の備蓄及び備蓄倉庫の整備</u> ・<u>防災訓練の実施</u> ・<u>ハザードマップ（洪水，土砂災害，地震）の作成及び配布</u> ・<u>全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の設置</u> ・<u>衛星携帯電話の配備</u> ・<u>広報車の配備</u> ・<u>拠点避難所（笠間小，稲田中，笠間市民体育館，友部小，友部中，岩間中）の整備，誘導板の設置</u> ・<u>エリアメールの加入</u> 平成24年度以降 ・<u>防災行政無線における周波数の統一及びデジタル化，遠隔制御卓の整備</u> ・<u>太陽光発電による自家発電設備の整備</u> ・<u>非常用電源装置の整備</u> ・<u>自主防災組織の結成促進及び育成</u> ・<u>避難所，一時集結場所の整備</u> ・<u>非常時における情報通信設備の整備</u> ・<u>防火水槽、消火栓の整備</u></p> <p>第2章 災害応急対策 (中略)</p> <p>第1節 組織計画 活動のポイント (略)</p>	<p>66</p> <p>67</p>
---	---	---------------------

1 (略)
 2 災害発生初期の措置
 (中略)
 (1)～(2) (略)
 (3) 把握した災害情報を整理し速やかに市長に報告及び関係機関への連絡をすること。
 3 災害対策本部の設置基準
 (中略)
 (1) (略)

(2) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
 (3) その他市長が必要と認めたとき

4 (略)
 5 災害対策本部の体制と配備
 体制の基準は、次によるほかその時の状況により本部長が決定する。

(1) 警戒体制
 気象注意報が発令され、災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により本部長が警戒を要すると認めたとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制
 (2) 緊急体制
 (中略)
 (3) 非常体制
 (中略)

6 災害対策本部の組織と編成
 (1)～(3) (略)
 (4) 災害対策本部組織図及び分掌事務
 (中略)
 笠間市災害対策本部会議 (略)
 笠間市災害対策本部組織図 (略)
 各部・班の編成及び分掌事務 (略)

第 2 節 動員計画

1 (略)
 2 動員の伝達方法
 (中略)
 (1)～(3) (略)
 (4) 各部、班内及び消防用の動員計画の整備義務
 ア 各部、班内の動員計画
 各課などの長は組織計画に基づき実情に即した動員計画を定めておくものとする。

体制区分	基 準	配 備 人 員
警戒体制	1 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報	総務部本部班 (被害調査班)
	2 震度 4 の地震が発生したとき。	
	3 その他必要により市長が警戒体制を命じたとき。	

1 (略)
 2 災害発生初期の措置
 (中略)
 (1)～(2) (略)
 (3) 把握した災害情報を整理し、速やかに市長に報告及び関係機関への連絡
 3 災害対策本部の設置基準
 (中略)
 (1) (略)
(2) 県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報が発令されたとき
(3) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
(4) その他市長が必要と認めたとき

4 (略)
 5 災害対策本部の体制と配備
 体制の基準は、次によるほかその時の状況により本部長が決定する。

(1) 連絡配備
気象注意報が発令されたとき、またはその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたときに連絡調整を主とする体制
(2) 警戒体制
 気象**警報**や**土砂災害警戒情報**が発令され、災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により本部長が警戒を要すると認めたとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制
(3) 緊急体制
 (中略)
(4) 非常体制
 (中略)

6 災害対策本部の組織と編成
 (1)～(3) (略)
 (4) 災害対策本部組織図及び分掌事務
 (中略)
 笠間市災害対策本部会議 (略)
 笠間市災害対策本部組織図 (略)
 各部・班の編成及び分掌事務 (略)

第 2 節 動員計画

1 (略)
 2 動員の伝達方法
 (中略)
 (1)～(3) (略)
 (4) 各部、班内及び消防用の動員計画の整備義務
 ア 各部、班内の動員計画
 各課などの長は組織計画に基づき実情に即した動員計画を定めておくものとする。

体制区分	基 準	配 備 人 員
警戒体制	1 次の 警報 が発表されたとき。 (1) 大雨 警報 (2) 洪水 警報 (3) 大雪 警報	総務課総務 G 及び危機管理 室職員 各支所地域課職員 (3 名)
	2 <u>土砂災害警戒情報が発表されたとき。</u>	
	3 震度 4 の地震が発生したとき。	
	4 その他必要により市長が警戒体制を命じたとき。	

緊急体制	1 次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 2 震度 <u>5弱及び5強</u> の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が緊急体制を命じたとき。	各部長及び班長及び班員の 1/2
非常体制	1 大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が非常体制を命じたとき	全職員

(注) 配備人員は、本部長（市長）が災害の規模・状況等により増減ができるものとする。

- イ (略)。
3 (略)
4 職員の心得

- (1) 災害により交通、通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となり、上司の指示も受けられない場合は、登庁可能な方法により自主的に参集して、災害応急対策に従事するものとする。
(2) 職員は、災害の発生後又は発生のおそれがある場合には、速やかにラジオ、テレビ放送を視聴するように努めるものとする。
5 (略)

第3節 気象情報等計画

- 1 (略)
2 注意報・警報
(1) 注意報・警報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている注意報及び警報の種類とその発表基準は、次のとおりである。なお、注意報とは大雨、強風等により被害が予想される場合に行うものであり、警報とは重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行うもので、発表基準はこれらの被害の一応の目安として設けたものであるから社会環境の変化に応じて変更されることもある。

- ア 注意報
表 (略)
イ 警報
表 (略)

- (2)～(3) (略)
(4) 水戸地方気象台は、大雨による土砂災害発生の恐れが高まった場合、大雨警報を発した後に、土砂災害警戒情報を茨城県と共同して作成し発表する。
市は、県からの情報に基づき市民に適切に伝達するとともに、防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を行う。
3 火災気象通報 (略)
4 異常現象の発見者の通報と措置 (略)

第4節 災害情報の収集・伝達計画 (略)

- 第5節 通信計画
活動のポイント (略)
1 (略)
2 公衆電気通信設備の利用
(中略)

緊急体制	1 <u>警戒体制を取った場合であって、相当の被害が発生し、若しくは発生が予想される</u> とき。 2 震度 <u>5弱及び5強</u> の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が緊急体制を命じたとき。	<u>主査級以上の全職員 総務課及び各支所地域課職員全員</u>
非常体制	1 大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が非常体制を命じたとき	全職員

(注) 配備人員は、本部長（市長）が災害の規模・状況等により増減ができるものとする。

- イ (略)
3 (略)
4 職員の心得

- (1) 「災害時職員初動体制マニュアル」により、平常時から災害時の自らの役割を的確に把握しておく。
(2) 災害により交通、通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となり、上司の指示も受けられない場合は、登庁可能な方法により自主的に参集して、災害応急対策に従事するものとする。
(3) 職員は、災害の発生後又は発生のおそれがある場合には、速やかにラジオ、テレビ放送を視聴するなど、自ら情報収集に努めるものとする。
5 (略)

第3節 気象情報等計画

- 1 (略)
2 注意報・警報
(1) 注意報・警報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている注意報及び警報の種類とその発表基準は、次のとおりである。なお、警報とは暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報であり、注意報とは風雨、風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報で、発表基準はこれらの被害の一応の目安として設けたものであるから社会環境の変化に応じて変更されることもある。

- ア 警報と注意報の種類と概要
表 (略)
イ 警報・注意報の基準値 (笠間市)
表 (略)
ウ 気象情報
表 (略)
(2)～(3) (略)
(4) 土砂災害警戒情報の伝達
図 (略)

- (削除)
3 異常現象の発見者の通報と措置 (略)

第4節 災害情報の収集・伝達計画 (略)

- 第5節 通信計画
活動のポイント (略)
1 (略)
2 公衆電気通信設備の利用
(中略)

78

82

89

<p>(1) 非常・緊急通話用電話の指定 既設の電話機のうち、3台を非常・緊急電話に指定して、N T T茨城支店長に申請し、承認を受けておくものとする。本市の非常・緊急通話用の電話番号は、次のとおりである。 (表： 略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 広報計画 活動のポイント (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 独自の手段による広報 市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。</p> <p>(1) 防災行政無線 (同報系)</p> <p>(2) 防災ヘリコプターによる呼びかけ</p> <p>(3) 広報車による呼びかけ</p> <p>(4) ハンドマイク等による呼びかけ</p> <p>(5) ビラの配布</p> <p>(6) インターネット</p> <p>(7) 立看板、掲示板</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 庁内連絡 動員班は、報道機関への災害情報及び被害状況の公表に基づき、必要に応じて庁内放送や庁内 RAN を利用し職員に周知する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(1) <u>災害時優先</u>電話の指定 既設の電話機のうち、<u>災害等の緊急時に発信が優先される災害時優先電話を公共施設ごとにあらかじめ指定して</u>、N T T茨城支店長に申請し、承認を受けておくものとする。 表 <u>(削除)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 広報計画 活動のポイント (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 独自の手段による広報 市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。</p> <p>(1) 防災行政無線 (同報系)</p> <p>(2) 防災ヘリコプターによる呼びかけ</p> <p>(3) 広報車による呼びかけ</p> <p>(4) ハンドマイク等による呼びかけ</p> <p>(5) ビラの配布</p> <p>(6) インターネット <u>(メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス)</u></p> <p>(7) 立看板、掲示板</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 庁内連絡 動員班は、報道機関への災害情報及び被害状況の公表に基づき、必要に応じて庁内放送や庁内 <u>L A N</u> を利用し職員に周知する。</p> <p>8 (略)</p>	95
<p>第7節 消防活動計画 活動のポイント (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防活動体制の整備 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3) 実施担当機関 (略)</p> <p>(4) 消防団の組織及び管轄区域 (略)</p> <p>(5) 消防団員の招集 (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>第7節 消防活動計画 活動のポイント (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防活動体制の整備 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 実施担当機関 (略)</u></p> <p><u>(3) 消防団の組織及び管轄区域 (略)</u></p> <p><u>(4) 消防団員の招集 (略)</u></p> <p>3～8 (略)</p>	98
<p>第8節 水防計画 (略)</p>	<p>第8節 水防計画 (略)</p>	106
<p>第9節 災害警備計画 (略)</p>	<p>第9節 災害警備計画 (略)</p>	112
<p>第10節 交通計画 (略)</p>	<p>第10節 交通計画 (略)</p>	113
<p>第11節 避難計画 活動のポイント (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難の勧告・指示・準備 (災害時要援護者避難) 情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難の勧告・指示・準備 (災害時要援護者避難) 情報の伝達方法 (中略)</p>	<p>第11節 避難計画 活動のポイント (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難の勧告・指示・準備 (災害時要援護者避難) 情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難の勧告・指示・準備 (災害時要援護者避難) 情報の伝達方法 (中略)</p>	117

ア～オ (略)

(3) 避難情報等の種類
市長又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類及び市民に求める行動、自主避難所の開設基準及び市民に求める行動は、次のとおりとする。
避難所の開設基準等

	発令時の状況	市民に求める行動
自主避難所の開設	①避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、市民の不安を解消するために必要と判断する場合 ②地区集会所等を自主避難所として開設し、職員を派遣 ③自主避難所を開設した旨を対象自治会長へ連絡	①必要に応じ、自主的に地区集会所等へ避難 ②自主避難の際、必要な食糧、飲物、日用品等を持参 ③災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難
避難準備(災害時要援護者避難)情報	①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況	①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(4) 避難準備情報、勧告、指示等の基準例
避難準備情報、立ち退き等の勧告及び指示は、原則として次のような事態になったときにこれを行うものとする。
ア 河川が警戒水位を突破する等洪水のおそれがあるとき。
イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。
エ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。
オ 地すべり、山崩れ等によって危険が切迫したとき。
カ その他市民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。
上記のほか、市長等は避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位(危険水位、特別警戒水位)などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。

- 発令判断モデルー 1 (河川の氾濫) (略)
- 発令判断モデルー 2 (土砂災害) (略)

4～7 (略)

8 災害救助法による避難所の設置

ア～オ (略)

カ 緊急情報メールシステム
携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し、市のエリア全域に一斉に情報伝達が行えるよう整備する。

(3) 避難情報等の種類
市長又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類及び市民に求める行動、自主避難所の開設基準及び市民に求める行動は、次のとおりとする。
避難所の開設基準等

	発令時の状況	市民に求める行動
自主避難所の開設	①避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、市民の不安を解消するために必要と判断する場合 ②地区集会所等 または拠点避難所 を自主避難所として開設し、職員を派遣 ③自主避難所を開設した旨を対象自治会長へ連絡	①必要に応じ、自主的に地区集会所等 または拠点避難所 へ避難 ②自主避難の際、必要な食糧、飲物、日用品等を持参 ③災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難
避難準備(災害時要援護者避難)情報	①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況	①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(4) 避難準備情報、勧告、指示等の基準例
避難準備情報、立ち退き等の勧告及び指示は、原則として次のような事態になったときにこれを行うものとする。
ア 河川が警戒水位を突破する等洪水のおそれがあるとき。
イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。
エ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。
オ 地すべり、山崩れ等によって危険が切迫したとき。
カ その他市民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。
上記のほか、市長等は避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位(危険水位、特別警戒水位)などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するものとする。

- 発令判断モデルー 1 (河川の氾濫) (略)
- 発令判断モデルー 2 (土砂災害) (略)

4～7 (略)

8 拠点避難所(追加)

避難所として指定した施設のうち、災害時に優先的に開設すべき拠点避難所6箇所を整備し、当該施設には、発電機等の資機材及び備蓄食料を配備するとともに、災害時にはあらかじめ指定された職員が施設管理者等と連携し開設を行うものとする。

拠点避難所一覧(略)

9 災害救助法による避難所の設置

<p>(中略)</p> <p>9 避難所の管理 (中略) ア～ウ (略)</p> <p>エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項</p> <p>10 避難所の防疫 (中略)</p> <p>11 避難状況の報告 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係機関への通報 (中略)</p> <p>ア 県の関係機関(県北地方総合事務所福祉課, 笠間警察署, 水戸保健所等)に連絡し協力を要請する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>12 避難準備情報, 勧告, 指示の解除 (中略)</p> <p>13 実施設定権者(略)</p> <p>14 観光客対策 (中略)</p> <p>別表(略)</p>	<p>(中略)</p> <p>10 避難所の管理 (中略) ア～ウ (略)</p> <p>エ 愛玩動物への配慮</p> <p>オ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項</p> <p>11 避難所の防疫 (中略)</p> <p>12 避難状況の報告 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係機関への通報 (中略)</p> <p>ア 県の関係機関(県福祉指導課, 笠間警察署, 水戸保健所等)に連絡し協力を要請する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>13 避難準備情報, 勧告, 指示の解除 (中略)</p> <p>14 実施設定権者(略)</p> <p>15 帰宅困難者対策 (中略)</p> <p>別表(略)</p>	
<p>第12節 食糧供給計画(略)</p>	<p>第12節 食糧供給計画(略)</p>	127
<p>第13節 衣料・生活必需品等供給計画</p>	<p>第13節 衣料・生活必需品等供給計画(略)</p>	130
<p>第14節 給水計画(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施計画 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 水道施設の応急復旧は、市が行う。</p> <p>3 応急給水の実施 (1) 活動内容 用水供給事業者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>別表1(略)</p> <p>別表2(略)</p>	<p>第14節 給水計画(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施計画 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。</p> <p>3 応急給水の実施 (1) 活動内容 水道用水供給事業者(県企業局)は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>別表1(略)</p> <p>別表2(略)</p>	132
<p>第15節 災害時要援護者安全確保対策計画 活動のポイント(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策 (1) 救助及び避難誘導 施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。市は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の社会福祉施設、近隣住民、ボランティア団体等にも協力を要請する。</p> <p>(2) 搬送及び受入先の確保 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は、施設管理者の要</p>	<p>第15節 災害時要援護者安全確保対策計画 活動のポイント(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策 (1) 救助及び避難誘導 施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。市は、施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア団体等にも協力を要請する。</p> <p>(2) 搬送及び受入先の確保 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は、施設管理者の要</p>	136

<p>請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入れ先を確保する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮 市は、災害時要援護者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保するとともに、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>5 外国人に対する安全確保対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安否確認、救助活動 市は、警察、近隣住民、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動に努める。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>請に基づき、<u>関係機関と連携し、安全に搬送するための</u>救急自動車等を確保するとともに、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入れ先を確保する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮 市は、災害時要援護者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する <u>なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行うものとする。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>5 外国人に対する安全確保対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安否確認、救助活動 市は、警察、近隣住民、語学ボランティア等の協力を得て、<u>住民登録等</u>に基づき外国人の安否の確認や救助活動に努める。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	139
<p>第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画</p> <p>活動のポイント (略)</p> <p>1 応急仮設住宅の建設計画</p> <p>(1) 計画の方針 災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア 基本事項 災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。</p>	<p>第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画</p> <p>活動のポイント (略)</p> <p>1 応急仮設住宅の建設計画</p> <p>(1) 計画の方針 災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図るものとする。 <u>また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア 基本事項 災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。<u>設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。</u></p>	139
<p>イ (略)</p> <p>ウ 設置場所の提供等 (略)</p> <p>エ 建設資材の調達 (略)</p> <p>オ 入居者の選定等 (略)</p> <p>カ 応急仮設住宅の管理 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p><u>ウ 設置計画の作成等</u> 市は被災状況等を基に必要な応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。</p> <p><u>エ 設置場所の提供等 (略)</u></p> <p><u>オ 建設資材の調達 (略)</u></p> <p><u>カ 応急仮設住宅の借り上げ等</u> 県は借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを市へ提供する。市は必要な住宅の借り上げを行う。</p> <p><u>キ 入居者の選定等 (略)</u></p> <p><u>ク 応急仮設住宅の管理 (略)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	142
<p>第17節 医療・助産計画</p> <p>活動のポイント (略)</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第17節 医療・助産計画</p> <p>活動のポイント (略)</p> <p>1～2 (略)</p>	142

<p>3 応急医療体制の確保</p> <p>(1) 初動体制の確保</p> <p>災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、まず情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、市職員、医療関係者等は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。また、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。なお、本市における医療機関と薬店は別表1及び2のとおりである。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 医療救護所の設置</p> <p>市は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に医療救護所を設置する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 後方支援活動</p> <p>(1) 患者受入れ先病院の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災病院等の入院患者の受入れ</p> <p>市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき後方医療施設を確保する。</p> <p>(2) 搬送体制の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 搬送手段の確保</p> <p>病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車が確保できない場合は、市は、県に対して患者搬送のため防災ヘリコプターの出動要請をするものとする。</p> <p>(3) 人工透析の供給</p> <p>人工透析については、慢性的患者に対し災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要であることから、市は、被災地域内における人工透析患者の需療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p>	<p>3 応急医療体制の確保</p> <p>(1) 初動体制の確保</p> <p>災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、<u>市の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても初動体制としての連携・連絡体制を整えるよう努める。</u></p> <p>また、<u>全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。</u>なお、<u>市内の</u>医療機関と薬店は別表1及び2のとおりである。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 医療救護所の設置</p> <p>市は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に医療救護所を設置する。</p> <p><u>県は、市災害対策本部の要請により、協議して、保健所または県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、医療救護所を設置するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 後方支援活動</p> <p>(1) 患者受入れ先病院の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災病院等の入院患者の受入れ</p> <p><u>県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。</u></p> <p><u>病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。</u></p> <p><u>県は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関（精神科病院を含む）を確保する。</u></p> <p>(2) 搬送体制の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 搬送手段の確保</p> <p>病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車が確保できない場合、<u>あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は</u>、市は、県に対して患者搬送のため<u>ドクター</u>ヘリコプターの出動要請をするものとする。</p> <p><u>また、状況に応じて防災ヘリコプターの出動についても要請するものとする。</u></p> <p>(3) 人工透析の供給</p> <p><u>透析医療</u>については、慢性<u>透析</u>患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要である。市及び県は、被災地域内における人工透析患者の需療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。</p> <p><u>病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。</u></p> <p><u>県は、病院等からの要請を受けて、透析医療機関の確保に努める。</u></p> <p>(4) <u>人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等</u></p> <p><u>県は、市町村、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医薬品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。</u></p> <p><u>また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。</u></p> <p><u>病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める</u></p> <p>5 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p>
--	--

第 18 節 防疫計画（略）	第 18 節 防疫計画（略）	149
第 19 節 清掃計画（略） 別表（略）	第 19 節 清掃計画（略） 別表（略）	152
第 20 節 死体の搜索及び処理埋葬計画（略）	第 20 節 死体の搜索及び処理埋葬計画（略）	154
第 21 節 障害物の除去計画（略）	第 21 節 障害物の除去計画（略）	157
第 22 節 輸送計画（略）	第 22 節 輸送計画（略）	158
第 23 節 労務計画（略）	第 23 節 労務計画（略）	164
第 24 節 文教対策計画 活動のポイント（略） 1 （略） 2 児童生徒等の安全確保 (1) 情報等の収集、伝達 ア～ウ （略） (2) 児童生徒等の避難等 ア～イ （略） ウ 下校時の危険防止 校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区 域毎の集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。 エ 校内保護 校長等は、災害の状況により児童、生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護 者への連絡に努めるものとする。なお、この場合、速やかに市に対し児童・生徒数その他必要な事項を報告するもの とする。 オ 保健衛生 校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童、生徒の保健衛生について必要な 措置を講ずるものとする。 3 応急教育 (1) 教育施設及び授業 ア （略） イ 被害状況に応じ次の措置を講ずる。 (ア)～(オ) (2)～(4) （略） (5) 避難所との共存 ア 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の観点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議	第 24 節 文教対策計画 活動のポイント（略） 1 （略） 2 児童生徒等の安全確保 (1) 情報等の収集、伝達 ア～ウ （略） エ 市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努 めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。 (2) 児童生徒等の避難等 ア～イ （略） ウ 下校時の危険防止 校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区 域毎の集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。 なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。 エ 校内保護 校長等は、災害の状況により児童、生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護 者への連絡に努めるものとする。なお、この場合、速やかに市に対し児童・生徒数や保護の状況等必要な事項を報告 するものとする。 また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。 なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解 に努めるものとする。 オ 保健衛生 市及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるも のとする。 また、校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童、生徒の保健衛生について 必要な措置を講ずるものとする。 3 応急教育 (1) 教育施設及び授業 ア （略） イ 被害状況に応じ次の措置を講ずる。 (ア)～(オ) （略） (カ) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。 (2)～(4) （略） (5) 避難所との共存 学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、 学校は事前に次の措置を講ずるものとする。 ア 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の観点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議	165

する。
 イ 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。
 ウ 学校は、避難所における教職員の役割を明確にする。

4 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、上記2に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずるものとする。

第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画（略）

第26節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

活動のポイント（略）

- 1 （略）
- 2 応援要請
- (1) 他市町村への要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。なお、本市においては県内全市町村の外、兵庫県赤穂市外24区市町及び栃木県矢板市と災害応急対策活動の相互応援に関し、協定を結んでおり、その協定に基づき応援要請に努める。

(2)～(4)（略）

3～4（略）

第27節 農地農業計画（略）

第28節 電力施設の復旧計画（略）

第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画（略）

第30節 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店の非常災害対策計画（略）

第31節 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置（略）

第32節 防災ヘリコプター要請計画（略）

第33節 救出計画（略）

第34節 土砂災害応急対策計画

- 1 （略）
- 2 情報の収集及び伝達
- (1) （略）
- (2) 伝達方法（略）

伝達担当者	伝達先	伝達手段	伝達内容
-------	-----	------	------

する。
 イ 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。

ウ 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。

エ 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

オ 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

4 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関及び保育施設等の長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、上記2に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずるものとする。

第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画（略）

第26節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

活動のポイント（略）

- 1 （略）
- 2 応援要請
- (1) 他市町村への要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。なお、本市においては県内全市町村の外、兵庫県赤穂市外24市区町、栃木県矢板市及び和歌山県田辺市外2市町と災害応急対策活動の相互応援に関し、協定を結んでおり、その協定に基づき応援要請に努める。

(2)～(4)（略）

3～4（略）

第27節 農地農業計画（略）

第28節 電力施設の復旧計画（略）

第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画（略）

第30節 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店の非常災害対策計画（略）

第31節 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置（略）

第32節 防災ヘリコプター要請計画（略）

第33節 救出計画（略）

第34節 土砂災害応急対策計画

- 1 （略）
- 2 情報の収集及び伝達
- (1) （略）
- (2) 伝達方法（略）

伝達担当者	伝達先	伝達手段	伝達内容
-------	-----	------	------

167

174

177

182

183

187

188

189

194

196

災害対策本部 本部班員 動員班員 消防班員	危険区域内住 民及び滞在者	1 防災行政無線、広報車及び消 防車の放送による。 2 現地と対策本部間の緊急な指 令又は報告は、広報車、消防車を 使用する。	1 気象情報、注意報、警報 2 予想される危険の程度 3 避難の準備 4 病人、高齢者、婦人、子供等に対する 第1次避難の勧告 5 避難先及び避難経路 6 避難勧告 7 避難指示 8 その他必要な周知すべき事項	災害対策本部 本部班員 動員班員 消防班員	危険区域内住 民及び滞在者	1 防災行政無線、広報車及び消 防車の放送 <u>並びに緊急情報メール 等</u> による。 2 現地と対策本部間の緊急な指 令又は報告は、広報車、消防車を 使用する。	1 気象情報、注意報、警報 <u>及び土砂災害 警戒情報</u> 2 予想される危険の程度 3 避難の準備 4 病人、高齢者、婦人、子供等に対する 第1次避難の勧告 5 避難先及び避難経路 6 避難勧告 7 避難指示 8 その他必要な周知すべき事項	
(中略) 3～4 (略)				(中略) 3～4 (略)				
第35節 災害救助法適用計画 (略)				第35節 災害救助法適用計画 (略)				199
第3章 災害復旧計画				第3章 災害復旧計画				205
第1節 公共施設の災害復旧計画				第1節 公共施設の災害復旧計画 (略)				205
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画				第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 (略)				207
第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画				第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画 (略)				211
第1 農林漁業復旧資金				第1 農林漁業復旧資金				
1～2				(中略)				
3 農林漁業金融公庫 (農林漁業施設資金)				1～2 (略)				
(中略)				3 <u>株式会社日本政策金融公庫</u> (農林漁業施設資金)				
4 農業災害補償				(中略)				
第2 中小企業復興資金				4 (略)				
第3 住宅復興資金				第2 中小企業復興資金 (略)				
第4 生活福祉資金貸付				第3 住宅復興資金 (略)				
災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生をさせるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により民生委員、笠間市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う。				第4 生活福祉資金貸付				
県社会福祉協議会は、「社会福祉法人、茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規定」に基づき、災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、経済的自立及び、生活意欲の助長促進等が図られると認められるものに認められる者について、民生委員及び笠間市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。				<u>(削除)</u>				
なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護資金及び修学資金に限り、貸付対象とすることができる。				県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規定」に基づき、災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、経済的自立及び、生活意欲の助長促進等が図られると認められるものに認められる者について、民生委員及び笠間市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。				
「生活福祉資金貸付内容一覧」(平成16年8月1日現在) (略)				なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び修学資金に限り、貸付対象とすることができる。				
第5 母子寡婦福祉資金				「生活福祉資金貸付内容一覧」(平成 <u>21</u> 年 <u>10</u> 月1日現在) (略)				
第6 義援金品の募集及び配分				第5 母子寡婦福祉資金 (略)				
第7 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付				第6 義援金品の募集及び配分 (略)				
第8 郵政関係保護				第7 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 (略)				
第9 被災者生活再建支援法による支援金の支給				第8 郵政関係保護 (略)				
(中略)				第9 被災者生活再建支援法による支援金の支給				
1～3				(中略)				
4 支援金支給の基準				1～3 (略)				
(1) 支給対象世帯の対象経費と支給限度額				4 支援金支給の基準				
支援金支給の対象となるのは、被災世帯のうち世帯主の年齢及び世帯に属する者の収入合計額により下表の区分に				(1) 支給対象世帯の対象経費と支給限度額				
				支援金支給の対象となるのは、 <u>大規模半壊以上の被害を受けた世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する資金</u>				

<p>該当する世帯及び要援護世帯である。</p> <p>表 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>別記様式1 (略)</p> <p>別記様式2 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>第4節 その他の保護計画</p> <p>3 航空災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 茨城県の航空状況</p> <p>茨城県には、公共用ヘリポートが1箇所(つくば)、非公共用飛行場が2箇所(阿見, 龍ヶ崎), 非公共用ヘリポートが2箇所(前山下妻, 茨城県庁)及び自衛隊の飛行場が2箇所(霞ヶ浦(陸上自衛隊), 百里(航空自衛隊))ある。また、茨城県の上空には、成田, 羽田及び百里の管制区が設定されている。</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>(中略)</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 捜索, 救助・救急, 医療及び消火活動 (略)</p> <p>第4節 避難勧告・指示・誘導 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第7節 遺族等事故災害関係者の対応 (略)</p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 (略)</p> <p>4 鉄道災害対策計画</p> <p>(中略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(中略)</p> <p>第1節 茨城県の鉄道状況</p> <p>県内鉄道概況 (略)</p> <p>第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>第3節 鉄道交通安全運行の確保 (略)</p> <p>第4節 鉄道車両の安全性の確保 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>(中略)</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 救助・救急, 医療及び消火活動 (略)</p> <p>第4節 避難勧告・指示・誘導 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保, 緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 (略)</p>	<p><u>(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)の2つの支援金の合計額となる。</u></p> <p>表 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>別記様式1 (略)</p> <p>別記様式2 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>第4節 その他の保護計画 (略)</p> <p>3 航空災害対策計画</p> <p>(中略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(中略)</p> <p>第1節 茨城県の航空状況</p> <p>茨城県には、<u>民間共用空港が1箇所(茨城空港)</u>, 公共用ヘリポートが1箇所(つくば), 非公共用飛行場が2箇所(阿見, 龍ヶ崎), 非公共用ヘリポートが2箇所(前山下妻, 茨城県庁)及び自衛隊の飛行場が2箇所(霞ヶ浦(陸上自衛隊), 百里(航空自衛隊, <u>茨城空港と共用</u>))ある。また、茨城県の上空には、成田, 羽田及び百里の管制区が設定されている。</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>(中略)</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 捜索, 救助・救急, 医療及び消火活動 (略)</p> <p>第4節 避難勧告・指示・誘導 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第7節 遺族等事故災害関係者の対応 (略)</p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 (略)</p> <p>4 鉄道災害対策計画</p> <p>(中略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(中略)</p> <p>第1節 茨城県の鉄道状況</p> <p>県内鉄道概況 (略)</p> <p>第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>第3節 鉄道交通安全運行の確保 (略)</p> <p>第4節 鉄道車両の安全性の確保 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>(中略)</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 救助・救急, 医療及び消火活動 (略)</p> <p>第4節 避難勧告・指示・誘導 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保, 緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 (略)</p>	<p>225</p> <p>227</p> <p>229</p> <p>233</p> <p>238</p>
---	---	--

第7節 防疫及び遺体の処理	第7節 防疫及び遺体の処理	
第3章 災害復旧（略）	第3章 災害復旧（略）	245
5 道路災害対策計画 （中略）	5 道路災害対策計画 （中略）	245
第1章 災害予防 （中略）	第1章 災害予防 （中略）	
第1節 市内の道路交通状況（略）	第1節 市内の道路交通状況（略）	
第2節 道路交通の安全のための情報の充実（略）	第2節 道路交通の安全のための情報の充実（略）	
第3節 道路施設等の管理と整備（略）	第3節 道路施設等の管理と整備（略）	
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え（略）	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え（略）	
第5節 防災知識の普及	第5節 防災知識の普及	
第6節 再発防止対策の実施	第6節 再発防止対策の実施	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	248
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（略）	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（略）	
第2節 活動体制の確立（略）	第2節 活動体制の確立（略）	
第3節 救助・救急，医療及び消火活動（略）	第3節 救助・救急，医療及び消火活動（略）	
第4節 危険物の流出に対する応急対策（略）	第4節 危険物の流出に対する応急対策（略）	
第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動（略）	第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動（略）	
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動（略）	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動（略）	
第7節 防疫及び遺体の処理（略）	第7節 防疫及び遺体の処理（略）	
第3章 災害復旧	第3章 災害復旧	251
6 危険物等災害対策計画	6 危険物等災害対策計画	253
第1章 災害予防 （中略）	第1章 災害予防 （中略）	
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）（略）	第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）（略）	
第2節 石油類等危険物施設の予防対策（略）	第2節 石油類等危険物施設の予防対策（略）	
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策（略）	第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策（略）	
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策（略）	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策（略）	
第5節 放射線使用施設等の予防対策（略）	第5節 放射線使用施設等の予防対策（略）	
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策（略）	第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策（略）	
第2章 災害応急対策 （中略）	第2章 災害応急対策 （中略）	259
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）（略）	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）（略）	
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）（略）	第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）（略）	
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策（略）	第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策（略）	
1～2 （略）	1～2 （略）	
3 浄水の安全確保	3 浄水の安全確保	
(1) （略）	(1) （略）	
(2) 浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。	(2) <u>水道用水供給事業者（県企業局）は</u> 、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。	
第4節 高圧ガス，火薬類の事故応急対策（略）	第4節 高圧ガス，火薬類の事故応急対策（略）	
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策（略）	第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策（略）	
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策（略）	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策（略）	

第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策（略）	第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策（略）	
第8節 避難誘導対策（略）	第8節 避難誘導対策（略）	
第9節 捜索・救出・救助対策（略）	第9節 捜索・救出・救助対策（略）	
第10節 応援要請対策（略）	第10節 応援要請対策（略）	
第11節 医療救護対策（略）	第11節 医療救護対策（略）	
第12節 緊急輸送の確保（略）	第12節 緊急輸送の確保（略）	
7 大規模な火事災害対策計画 （中略）	7 大規模な火事災害対策計画 （中略）	269
第1章 災害予防 （中略）	第1章 災害予防 （中略）	
第1節 災害に強いまちづくり（略）	第1節 災害に強いまちづくり（略）	
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	
第3節 防災知識等の普及	第3節 防災知識等の普及	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	272
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（略）	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（略）	
第2節 活動体制の確立（略）	第2節 活動体制の確立（略）	
第3節 救助・救急，医療及び消火活動（略）	第3節 救助・救急，医療及び消火活動（略）	
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（略）	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（略）	
第5節 避難収容活動（略）	第5節 避難収容活動（略）	
第6節 施設及び設備の応急復旧活動（略）	第6節 施設及び設備の応急復旧活動（略）	
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動（略）	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動（略）	
第8節 防疫及び遺体の処理（略）	第8節 防疫及び遺体の処理（略）	
第3章 災害復旧（略）	第3章 災害復旧（略）	276
8 林野火災対策計画 （中略）	8 林野火災対策計画 （中略）	277
第1章 災害予防（略） （中略）	第1章 災害予防（略） （中略）	
第1節 林野火災に強い地域づくり（略）	第1節 林野火災に強い地域づくり（略）	
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え（略）	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え（略）	
第3節 防災活動の推進（略）	第3節 防災活動の推進（略）	
第2章 災害応急対策（略）	第2章 災害応急対策（略）	279
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（略）	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（略）	
第2節 活動体制の確立（略）	第2節 活動体制の確立（略）	
第3節 救助・救急，医療及び消火活動（略）	第3節 救助・救急，医療及び消火活動（略）	
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（略）	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（略）	
第5節 避難収容活動（略）	第5節 避難収容活動（略）	
第6節 施設，設備の応急復旧活動（略）	第6節 施設，設備の応急復旧活動（略）	
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動（略）	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動（略）	
第8節 二次災害の防止活動（略）	第8節 二次災害の防止活動（略）	
第2編 震災対策計画編	第2編 震災対策計画編	283
第1章 総 則	第1章 総 則	
第1節 震災対策計画の概要	第1節 震災対策計画の概要	
第1～第3（略）	第1～第3（略）	

第4 基本方針
 震災対策計画の基本方針は、次のとおりである。
 (1) 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震度7の地震も想定した防災対策の確立を図る。

(2)～(4) (略)

第2節 (略)

第3節 市の地震被害
 第1 地震災害の歴史
 茨城県における主な地震被害は、下記のとおりである。

日本暦（西暦）	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城の被害状況
(中略)				

第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震

東海地震（震源地：駿河湾，マグニチュード：8程度）が発生した場合、概ね県南部で震度5弱，その他の地域は震度4以下と予想されている。
茨城県南部直下の地震については下記第3「1 茨城県南部地震」を参照。
水戸地方気象台の観測結果を参考にすると，有感地震が比較的多く発生し，震度5を記録し被害が生じている地震は，鹿島灘，茨城県沖，福島県沖に発生している。しかし，観測資料等が不足しているため，その発生の切迫性を判断することは困難である。今後においては，その地震発生の可能性について県等の意見・調査資料等を参考に検討を講じるものとする。

第3 地震による被害の想定

1 茨城県南部地震の影響

平成17年7月の中央防災会議による「首都直下地震対策専門調査会報告」によると，フィリピン海プレートと北米プレートの境界の地震の一つとして上げられている茨城県南部地震は，マグニチュード7.3の地震が発生することが予想され，特に強い揺れとはならないが，震度6弱の広がり大きく，本市においても震度6弱の地震動が予測される。震度6弱以上の地震が発生した場合には，社会的混乱の発生が懸念されるため，一層の地震への備え，対応について推進を図るものとする。

2 地震被害想定 (略)

第4節 各機関の業務の大綱 (略)

第4 基本方針
 震災対策計画の基本方針は、次のとおりである。
 (1) 阪神・淡路大震災 及び東日本大震災の教訓を踏まえ、震度7の地震 や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。

(2)～(4) (略)

第2節 (略)

第3節 市の地震被害
 第1 地震災害の歴史
 茨城県における主な地震被害は、下記のとおりである

日本暦（西暦）	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城の被害状況
(中略)				
平成 23. 3. 11 (2011)	三陸沖	9.0	6強	<u>8市で震度6強，21市町村で震度6弱を観測。</u> <u>同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し，銚田市で6強，神栖市で6弱を観測。</u> <u>人的被害：死者24名，行方不明者1名，重症33名，軽症674名</u> <u>住家被害：全壊3,070棟，半壊 23,988棟，一部損壊173,624棟</u> <u>床上浸水1,719棟，床下浸水711棟</u> <u>(平成24年2月3日現在)</u>

第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震

首都圏での直下型の地震（マグニチュード7級）の発生については，大陸プレート，フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し，複雑な応力集中が生じていることなどから，ある程度の切迫性を有しており，茨城県に影響を及ぼす地震としては，茨城県南部地震（マグニチュード7.3）が中央防災会議により想定されている。
茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については，茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では，複数の領域を震源域とした地震の発生可能性があるとされており，発生した場合は，マグニチュード(Mt) 8.6～9.0と地震調査研究推進本部により推定されている。
 東海地震（震源地：駿河湾，マグニチュード：8程度）が発生した場合，概ね県南部で震度5弱，その他の地域は震度4以下と予想されており，近い将来大規模な地震が発生すると考えられている。
上記以外の地震についても，過去には，茨城県南部，茨城県沖，福島県沖で震度5を記録し被害が発生しており，発生確率については算出されていないが，太平洋プレート内部での周期の短い強震動の地震も想定されている。
しかし，地震発生の切迫性を判断することは困難であり，今後の専門機関の研究成果や県等の意見・調査資料等を参考に検討を講じるものとする。

第3 地震による被害の想定

1 茨城県南部地震の影響

フィリピン海プレートと北米プレートの境界の地震の一つとして上げられている茨城県南部地震は，マグニチュード7.3の地震が発生することが予想され，震度6弱の広がり大きく，本市においても震度6弱の地震動が予測される。

震度6弱以上の地震が発生した場合には，社会的混乱の発生が懸念されるため，一層の地震への備え，対応について推進を図るものとする。

2 地震被害想定 (略)

第4節 各機関の業務の大綱 (略)

284

284

285

288

<p>第2章 震災予防計画</p> <p>第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備</p> <p>第1 対策に携わる組織の整備</p> <p>1 計画の方針</p> <p>震災対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、また防災関係機関との連携を強化していくものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市の活動体制の整備</p> <p>市は、日頃より積極的に地震防災対策を推進するとともに、災害時において円滑に応急対策を実施するため、職員に対し各部において日常業務とは異なる震災時の担当業務やその実施体制、さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、研修会等を通じ周知徹底を図る。</p> <p>(1) 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）</p> <p>(2) 災害時における体制（動員体制等）</p> <p>(3) 地域防災計画の内容</p> <p>(4) 県の地震被害想定調査の結果</p> <p>(5) 地震に関する基礎知識</p> <p>各部においては、震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等を作成し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう整備を図るとともに、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど各部間の連携体制を整備しておくものとする。また、震災時には、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を推進するものとする。</p>	<p>第2章 震災予防計画</p> <p>第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備</p> <p>第1 対策に携わる組織の整備</p> <p>1 計画の方針</p> <p>震災対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、また防災関係機関との連携を強化していくものとする。</p> <p><u>また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を積極的に図っていくものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市の活動体制の整備</p> <p>市は、日頃より積極的に地震防災対策を推進するとともに、災害時において円滑に応急対策を実施するため、職員に対し各部において日常業務とは異なる震災時の担当業務やその実施体制、さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、研修会等を通じ周知徹底を図る。<u>この際、業務継続計画（BCP）を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。</u></p> <p>(1) 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）</p> <p>(2) 災害時における体制（動員体制等）</p> <p>(3) 地域防災計画の内容</p> <p>(4) 県の地震被害想定調査の結果</p> <p>(5) 地震に関する基礎知識</p> <p>各部においては、震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等を作成し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう整備を図るとともに、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行い、研修及び訓練を共同で行うなど各部間の連携体制を整備しておくものとする。また、震災時には、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を推進するものとする。</p>	289
<p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 相互応援</p> <p>(1) 協定の締結</p> <p>大規模災害時には、本市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町村は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、隣接する市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。</p> <p>市は、本市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。</p> <p>また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、隣接する県の市町村と行う「消防相互応援協定」を締結している。</p> <p>(2) 応援要請体制の整備</p> <p>市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>(3) 応援受入体制の整備</p> <p>市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>3 県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん</p> <p>市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 防災組織等の活動体制の整備 (略)</p>	<p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 相互応援</p> <p>(1) 協定の締結</p> <p>大規模災害時<u>（その後の復旧・復興対策を含む）</u>には、本市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町村は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、隣接する市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。</p> <p>市は、本市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時<u>（その後の復旧・復興対策を含む）</u>の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。</p> <p>また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、隣接する県の市町村と行う「消防相互応援協定」を締結している。</p> <p>(2) 応援要請体制の整備</p> <p>市は、災害時<u>（その後の復旧・復興対策を含む）</u>の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の<u>窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制</u>についてのマニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>(3) 応援受入体制の整備</p> <p>市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>3 県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん</p> <p>市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の<u>窓口の明確化やその手続、情報伝達方法等</u>についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 防災組織等の活動体制の整備 (略)</p>	290
		291

<p>第4 情報通信ネットワークの整備 (中略)</p> <p>1 通信連絡体制の整備 震災時には、施設の被害又は市内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想される<u>ので</u>、次のような対策の推進を図るものとする。</p> <p>(1) バックアップ化 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。</p> <p>(2) 非常用電源の確保 地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。</p> <p>(3) 耐震化、免震化 通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。</p> <p>2 市における通信機器の整備<u>状況</u></p> <p>(1) 市防災行政無線 市内全域に配備した市防災行政無線を活用し、災害発生時の迅速な情報伝達を行う。</p> <p>(2) 県防災情報システム 県からの防災に関する情報の収集及び県への通報</p> <p>(3) 公共ネットワーク 市内の公共施設と県、国からの防災に関する情報通信網として、公共ネットワークを活用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第4 情報通信ネットワークの整備 (中略)</p> <p>1 通信連絡体制の整備 震災時には、施設の被害又は市内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想される。<u>また、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、</u>次のような耐震化対策の推進を図るものとする。</p> <p>(1) バックアップ化 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。</p> <p>(2) 非常用電源の確保 地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに<u>発電機等の燃料の確保を図るものとする。</u></p> <p>(3) 耐震化、免震化 通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。</p> <p>2 市における通信機器(<u>システム</u>)の整備 <u>市は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、多様な情報伝達手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう通信機器等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	
<p>第2節 地震に強いまちづくり 第1 (略)</p>	<p>第2節 地震に強いまちづくり</p>	292
<p>第2 建築物の不燃化・耐震化の推進 1 計画の方針 地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化の推進を図る。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進するものとする。</p> <p>2 建築物の耐震化の推進 (1) 既存建築物の耐震化 市は県や茨城県建築士会の協力を得て、建築士による耐震診断や建築技術者及び建築物所有者等への広報活動、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等への指導、木造住宅耐震診断士による耐震診断の促進に努め、既存建築物の耐震性の向上を図る。</p> <p>(2) 応急危険度判定体制の確立 ア 判定士の養成 余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士の養成を推進するものとする。</p> <p>イ 動員体制の整備 地震災害時に迅速な応急危険度判定活動を行うため、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。</p> <p>(3) 建築物の落下物対策の推進 (中略)</p>	<p>第2 建築物の不燃化・耐震化の推進 1 計画の方針 地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化の推進を図る。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進するものとする。</p> <p>2 建築物の耐震化の推進 (1) 既存建築物の耐震化 市は県や茨城県建築士会の協力を得て、建築士による耐震診断や建築技術者及び建築物所有者等への広報活動、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等への指導、木造住宅耐震診断士による耐震診断の促進に努め、既存建築物の耐震性の向上を図る。</p> <p>(2) 応急危険度判定体制の確立 ア 判定士の養成 余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士の養成を推進するものとする。</p> <p>イ 動員体制の整備 地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、<u>応急危険度判定コーディネーターの養成</u>、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。</p> <p>(3) <u>被災宅地危険度判定体制の充実</u> <u>ア 判定士の養成</u> <u>宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士の養成を推進するものとする。</u> <u>イ 動員・実施体制の整備</u> <u>災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図るものとする。</u> (4) 建築物の落下物対策の推進 (中略)</p>	295

<p>3, 4 (略)</p> <p>5 防災対策拠点施設の耐震性の確保 災害時において災害対策本部の置かれる市役所、避難所となる学校、また病院、診療所、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。</p> <p>不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。 市及び県は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>3, 4 (略)</p> <p>5 防災対策拠点施設の耐震性の確保等 災害時において災害対策本部の置かれる市役所、避難所となる学校、また病院、診療所、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、<u>市が策定した耐震改修促進計画に基づき</u>、県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、<u>地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進するものとする。</u> <u>また、自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用に努めるものとする。</u></p> <p>不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。 市及び県は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>297</p>
<p>第3 土木施設の耐震化の推進 (略)</p> <p>第4 ライフライン施設の耐震化の推進</p> <p>1 (略)</p> <p>2 電力施設の耐震化 (東京電力㈱茨城支店)</p> <p>(1) 電力施設の現況</p> <p>ア 変電設備 (略)</p> <p>イ 送電設備</p> <p>(ア) 架空線 送電用鉄塔の地震力の影響は、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) に示されている水平震度法によって設計した場合、鉄塔並びに基礎は氷雪、風圧及び不平均張力による荷重の方が大きいため、これに基づき設計を行う。ただし、軟弱地盤の特殊基礎については地震力について配慮する。</p> <p>(イ) 地中線 耐震シミュレーション等による評価や関係専門分野の知見に基づき、液状化等の地盤条件に応じた可能性を確保する。</p> <p>(ウ) 配電設備 地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これにより設計する。</p> <p>(エ) 通信設備 屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。</p>	<p>第3 土木施設の耐震化の推進 (略)</p> <p>第4 ライフライン施設の耐震化の推進</p> <p>1 (略)</p> <p>2 電力施設の耐震化 (東京電力㈱茨城支店)</p> <p>(1) 電力施設の現況</p> <p>ア 変電設備 (略)</p> <p>イ 送電設備</p> <p>(ア) 架空電線路 <u>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</u></p> <p>(イ) 地中電線路 <u>終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞動は「トンネル標準示方書 (土木学会)」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</u></p> <p>ウ 配電設備</p> <p>(ア) 架空電線路 <u>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</u></p> <p>(イ) 地中電線路 <u>地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。</u></p> <p>エ 通信設備 (中略)</p>	<p>299</p>
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 水道施設の耐震化 市は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。また、県は、上水道施設の耐震化の施設整備を促進する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 石綿セメント管等老朽管の更新 石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 緊急時給水能力の強化 緊急時の給水量を貯留できるよう配水池容量を拡大するとともに、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を設置することを検討するなど緊急時に備えた施設整備を図る。</p> <p>(5) 井戸の調査活用 市内の井戸を調査し、震災時に使用可能な井戸の活用を図る。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 水道施設の耐震化 市は、水道施設の耐震化、<u>液状化対策</u>について目標を定め、計画的に事業を推進する。また、県は、上水道施設の耐震化の施設整備を促進する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 石綿セメント管等老朽管の更新 石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路については、<u>更新</u>を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 緊急時給水能力の強化 緊急時の給水量を<u>確保</u>するため、配水池容量を拡大するとともに、<u>配水池に緊急遮断弁を設置し、浄水場にや非常用発電設備を整備し、また配水区域間を結ぶ緊急連絡管</u>を設置することを検討するなど緊急時に備えた施設整備を図る。</p> <p>(5) 井戸の調査活用 市内の井戸を調査し、震災時に使用可能な井戸の活用を図る。</p> <p>5 (略)</p>	<p></p>

<p>第5 地盤災害防止対策の推進</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地盤災害危険度の把握</p> <p>(1) 地盤情報のデータベース化 (略)</p> <p>(2) 地盤情報の公開</p> <p>上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活動していく。</p> <p>また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 造成地災害防止対策の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害防止に関する指導基準</p> <p>ア 災害危険度の高い区域</p> <p>地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 液状化防止対策の推進</p> <p>液状化による被害を軽減するため、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良を行うよう努める。</p>	<p>第5 地盤災害防止対策の推進</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地盤災害危険度の把握</p> <p>(1) 地盤情報のデータベース化 (略)</p> <p>(2) 地盤情報の公開</p> <p>上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活動していく。</p> <p>また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 造成地災害防止対策の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害防止に関する指導基準</p> <p>ア 災害危険度の高い区域</p> <p>地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 液状化防止対策の推進</p> <p>液状化による被害を軽減するため、県、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。</p>	<p>302</p>
<p>第6 危険物等施設の安全確保 (略)</p>	<p>第6 危険物等施設の安全確保 (略)</p>	<p>304</p>
<p>第3節 地震被害軽減への備え</p> <p>第1 緊急輸送への備え (略)</p>	<p>第3節 地震被害軽減への備え</p> <p>第1 緊急輸送への備え (略)</p>	<p>307</p>
<p>第2 消防活動、救助・救急活動への備え</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消防力の強化</p> <p>(1) 消防水利の確保</p> <p>市は、消防水槽の耐震化を推進するとともに、河川、ため池、プール等の消防水利の効果的な利用方法について、あらかじめ検討しておく。</p> <p>(2) 消防車両・資機材の充実</p> <p>市は、通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。</p> <p>(3) 消防団の育成・強化</p> <p>市は、震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 救急力の強化</p> <p>(1) 救急活動体制の強化</p> <p>市は、大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を実施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。</p> <p>ア 救急救命士の計画的な養成</p> <p>イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進</p> <p>ウ 救急隊員の専任化の促進</p>	<p>第2 消防活動、救助・救急活動への備え</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消防力の強化</p> <p>(1) 消防水利の確保</p> <p>市は、消防水槽の耐震化を推進するとともに、河川、ため池、プール等の消防水利の効果的な利用方法について、あらかじめ検討しておくとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 消防車両・資機材の充実</p> <p>市は、通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。</p> <p>(3) 消防団の育成・強化</p> <p>市は、震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 救急力の強化</p> <p>(1) 救急活動体制の強化</p> <p>市は、大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を実施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。</p> <p>ア 救急救命士の計画的な養成</p> <p>イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進</p> <p>ウ 救急隊員の専任化の促進</p>	<p>308</p>

<p>エ 救急教育の早急かつ計画的な実施 オ 消防本部管内の医療機関との連携強化 カ 住民に対する応急手当の普及啓発 (2)～(3) (略) 6 (略)</p> <p>第3 医療救護活動への備え 1 (略) 2 医療救護施設の耐震性の確保 市は、医療救護の活動上重要な拠点となる笠間市立病院、笠間市保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を推進する。また、病院、診療所等医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震改修に努めるものとし、国、県及び市はこれを促進する。 3 ライフライン施設の代替設備の整備 (1) 自家発電装置の整備 ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、病院においては、自家発電装置について48時間程度の電気供給が可能な燃料タンクの増設と冷却水の確保を図る。県は、病院に対して燃料補助タンクの増設を促進する。 (2) 災害用井戸等の整備 ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）を強化することにより、貯水されている水の漏洩を防ぎ、その利用を図る必要がある。県は、病院に対して、災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化を促進する。 4 医薬品等の確保 市及び医療救護施設においては、定期的に医薬品の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、市は、あらかじめ関係業者との協力体制を確立し、災害時に備えるものとする。</p> <p>5 輸血用血液製剤の確保 輸血用血液製剤は、茨城県赤十字血液センターにおいて確保する。なお、大規模災害時における輸血用血液製剤については、大量使用が予想されるので東京都赤十字血液センター（関東甲越地域基幹センター）を通じて確保する</p> <p>6 医療機関間情報網の整備 県は、広域災害・救急医療情報システムを活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼動状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保および医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行うとともに、同システムの拡充に努める。 また県は、災害など非常時の通信の確保を目的として、茨城県救急医療情報コントロールセンター及び救命救急センターをはじめとする災害医療の拠点となる病院に対し、情報の収集、伝達、指示、命令等が迅速かつ的確に行える防災行政無線の整備に努める。</p>	<p>エ 救急教育の早急かつ計画的な実施 オ 消防本部管内の医療機関との連携強化 <u>(緊急時の通信機能の確保)</u> カ 住民に対する応急手当の普及啓発 (2)～(3) (略) 6 (略)</p> <p>第3 医療救護活動への備え 1 (略) 2 医療救護施設の耐震性の確保 市は、医療救護の活動上重要な拠点となる笠間市立病院、<u>各</u>保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・<u>免震</u>改修を推進する。 また、<u>災害時に医療救護を担う災害拠点病院等</u>の施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・<u>免震</u>改修に努めるものとし、国、県及び市はこれを促進する。 3 ライフライン施設の代替設備の整備 (1) 自家発電装置の整備 <u>病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図るものとする。</u>県は、病院における自家発電装置の整備及び対して燃料補助タンクの増設を促進する。 (2) 災害用井戸等の整備 <u>病院は、</u>ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための<u>水</u>を確保するため、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩<u>防止対策を図るとともに、容量拡充を図るものとする。</u>県は、病院に対して、災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化等<u>を</u>促進する。 4 医薬品等の確保 (1) <u>医療用</u>医薬品の確保 <u>県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等への周知を図り、震災時における救急医療への対応に備える。</u> 市及び医療救護施設においては、定期的に医薬品の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、市は、あらかじめ関係業者との協力体制を確立し、災害時に備えるものとする。 <u>また、備蓄品目については、医療の実情に合うものとするため、定期的な見直しを行う必要がある。</u> (2) 輸血用血液製剤の確保 <u>県及び茨城県赤十字血液センターは、震災時における医療機関からの緊急な要請に対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、連絡、協力体制を図っておくものとする。</u> <u>なお、県及び赤十字血液センターは、医療機関に対し、随時、輸血用血液製剤の供給可能量について情報提供を行うとともに、状況に応じて、救急医療における輸血を優先し、輸血用血液製剤の適正使用について依頼する。</u> 5 医療機関間情報網の整備 (1) <u>広域災害医療情報ネットワークの充実</u> 県は、広域災害・救急医療情報システム <u>(EMIS)</u> 等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼動状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保および医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行う。 <u>病院は、電力・通信が寸断された場合でも、EMISが入力出来るよう、データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。</u> (2) <u>県防災情報システムの整備</u> また県は、災害など非常時の通信の確保を目的として、茨城県救急医療情報コントロールセンター及び救命救急センターをはじめとする災害医療の拠点となる病院に対し、情報の収集、伝達、指示、命令等が迅速かつ的確に行える防災行政無線の整備に努める。 (3) <u>医療機関間連絡網の整備</u> <u>県は、災害時に各病院間で連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するとともに、関係者による災害医療保健対策会議を随時開催するなどにより災害時における連携強化を図る。</u> <u>また、病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。</u></p>	311
--	--	-----

<p>7 防災訓練の実施</p> <p>防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。また、地域の防災関係機関や地域住民との共同の防災訓練が望まれる。</p> <p>8 トリアージ技術の教育研修 (中略)</p> <p>第4 被災者支援のための備え</p> <p>1 計画の方針</p> <p>発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。</p> <p>また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。</p> <p>なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第12節「食糧供給計画」及び同第13節「衣料・生活必需品等供給計画」、同第14節「給水計画」の定めによるものとする。</p> <p>2 避難所の整備</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>市は、市に関連する地震被害想定の結果に基づき、被災者のうち居住場所を確保できなくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定する。</p> <p>避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、公民館、体育館等の公共施設とする。また、県有施設の活用や、県の「災害時支援協定」に基づきゴルフ場を活用した体制づくりを推進する。</p> <p>(2) 避難所の耐震性の確保</p> <p>市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備</p>	<p>6 医療関係者に対する訓練等の実施</p> <p>(1) 病院防災マニュアルの作成</p> <p><u>病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。</u></p> <p><u>病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策、食糧・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定に努める。</u></p> <p><u>なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。</u></p> <p>(2) 防災訓練の実施</p> <p>防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である<u>ことから、</u>病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。</p> <p><u>防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努めるものとする。</u></p> <p>(3) トリアージ技術の教育研修 (中略)</p> <p>(4) DMATの研修</p> <p><u>国及び県は、DMATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。</u></p> <p>7 医療関係団体との協力体制の強化</p> <p><u>県及び市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。</u></p> <p><u>医療関係団体は、県・市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。</u></p> <p>第4 被災者支援のための備え</p> <p>1 計画の方針</p> <p>発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。</p> <p>また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。</p> <p><u>さらに、県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村やその他関係機関と連携が機能しないという認識に立って他の都道府県や遠方の市町村等との広域連携体制を整備しておく必要がある。</u></p> <p>なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第12節「食糧供給計画」及び同第13節「衣料・生活必需品等供給計画」、同第14節「給水計画」の定めによるものとする。</p> <p>2 避難所の整備</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>市は、市に関連する地震被害想定の結果に基づき、被災者のうち居住場所を確保できなくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定するとともに、<u>効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。</u></p> <p>避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、公民館、体育館等の公共施設とする。また、県有施設の活用や、県の「災害時支援協定」に基づきゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、<u>被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。</u></p> <p>(2) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保</p> <p>市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、<u>特に、</u>避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。</p> <p><u>なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。</u></p> <p>(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備</p>	313
---	--	-----

市は、避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、または必要な時直ちに配備できるよう準備に努めるものとする。主なものは次に示す通りである。

- ア 食糧，飲料水
- イ 生活必需品
- ウ ラジオ
- エ 通信機材
- オ 放送設備
- カ 照明設備（非常用発電機を含む）
- キ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ク 給水用機材
- ケ 救護所及び医療資機材
- コ 物資の集積場所
- サ 仮設の小屋またはテント
- シ 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記など災害時要援護者への配慮を積極的に進めていくものとする。

3 食糧・生活必需品等の備蓄体制の整備

(1) 食糧の備蓄体制の整備

市は、想定される被災人口の概ね3日分を目標として食糧の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備に努めるものとする。

また、災害時において被災者に対する食糧の供給が必要となった場合、米穀、乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、茨城農政事務所長等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。このほか、生産者、茨城中央農業協同組合その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結の検討等に努めることとする。

また、備蓄・調達品目の設定においては、温かいもの、軟らかなものなど高齢者等の災害弱者への配慮をするものとする。

(2) 生活必需品等の備蓄体制の整備

市は、想定される被災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備に努めるものとする。また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要援護者へも配慮するものとする。

さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結の検討等に努めるものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

4 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動指針の作成

市が水道事業者として、応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

（中略）

(3) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

市は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。主なものは次に示す通りである。

- ア 食糧，飲料水
- イ 生活必需品
- ウ ラジオ，テレビ
- エ 通信機材（衛星携帯電話，特設公衆電話，防災行政無線を含む）
- オ 放送設備
- カ 照明設備（非常用発電機，太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- キ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ク 給水用機材
- ケ 救護所及び医療資機材（常備薬含む）
- コ 物資の集積場所（備蓄倉庫等）
- サ 仮設の小屋またはテント，仮設のトイレ
- シ 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の災害時要援護者や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に進めていくものとする。

3 食糧・生活必需品等の備蓄体制の整備

(1) 食糧の備蓄体制の整備

市は、想定される被災人口の概ね3日分を目標として食糧等の備蓄に努めるものとする。その際、市庁舎や公民館のほか、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の災害時要援護者への配慮、アレルギー対策等を考慮することとする。

(2) 生活必需品等の備蓄体制の整備

市は、想定される被災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備に努めるものとする。また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要援護者へも配慮するものとする。

さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結の検討等に努めるものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

(3) 市民及び地域、事業所等の備蓄

市民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食糧等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、食料・生活必需品等、必要な物資を概ね3日分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。

また、事業所等においては、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。

4 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動指針の作成

市が、応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

（中略）

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

<p>市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備に努めるものとする。また、避難所等に耐震性貯水槽の設置の推進を図るものとする。</p> <p>品目 ア 給水タンク車 イ 給水タンク ウ 浄水器 エ ポリ容器 オ ポリ袋等</p> <p>(4) 検水体制の整備</p> <p>市は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておくものとする。</p> <p>5 (削除)</p> <p>第5 災害時要援護者安全確保のための備え</p> <p>1 計画の方針(略)</p> <p>2 社会福祉施設等の安全体制の確保</p> <p>(1) 防災組織体制の整備(略)</p> <p>(2) 緊急応援連絡体制の整備</p> <p>施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア団体等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民(自主防災組織)、ボランティア団体等の連携の確保について必要な援助を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 在宅災害時要援護者の救護体制の確保</p> <p>(1) 災害時要援護者の状況把握</p> <p>市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した災害時要援護者に係る情報(災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等)の整理・保管等を行うことにより、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。</p> <p>(2) 緊急通報システムの活用</p> <p>市は、独り暮らしの高齢者に対しペンダント型の緊急通報装置の給付を実施し、震災時等において的確かつ迅速な救出活動が実施できる体制をとっているが、今後一層の整備充実を図るものとする。</p> <p>(3) 相互協力体制の整備</p> <p>県及び笠間市は、民生委員を中心として、災害時要援護者の近隣住民(自主防災組織)、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチーム組織などとの連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p> <p>4 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>(1) 外国人の所在の把握</p>	<p>市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水<u>資</u>機材の備蓄<u>及び</u>調達体制の整備に努めるものとする。また、避難所等に耐震性貯水槽の設置の推進を図るものとする。</p> <p>品目 ア 給水タンク車 イ 給水タンク ウ 浄水器 エ ポリ容器 オ ポリ袋等</p> <p>(3) 検査体制の整備</p> <p>市は、井戸<u>水等を飲用しなければならない場合に</u>、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備しておくものとする。</p> <p>5 (削除)</p> <p>第5 災害時要援護者安全確保のための備え</p> <p>1 計画の方針(略)</p> <p>2 社会福祉施設等の安全体制の確保</p> <p>(1) 防災組織体制の整備(略)</p> <p>(2) 緊急応援連絡体制の整備</p> <p>施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア団体等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。</p> <p>市は、<u>社会福祉施設及び福祉関係団体と災害時要援護者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに</u>、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民(自主防災組織)、ボランティア団体等の連携の確保について必要な援助を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 在宅災害時要援護者の救護体制の確保</p> <p>(1) 災害時要援護者の状況把握</p> <p>市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した<u>災害時要援護者名簿及び災害時要援護者避難支援プラン個別計画</u>(災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、<u>避難手段、避難所までの避難ルート等の情報</u>)の整理・保管等を行うことにより、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等<u>を把握する。</u></p> <p><u>また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ災害時要援護者に係る情報の共有化を図る。</u></p> <p>(2) 緊急通報システムの活用</p> <p><u>県及び市は、震災時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立を図る。</u></p> <p><u>特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備を図る。</u></p> <p><u>また、市は、独り暮らしの高齢者に対しペンダント型の緊急通報装置の給付を実施し、震災時等において的確かつ迅速な救出活動が実施できる体制をとっているが、今後一層の整備充実<u>に努める。</u></u></p> <p>(3) 相互協力体制の整備</p> <p>県及び市は、民生委員を中心として、災害時要援護者の近隣住民(自主防災組織<u>や地域防災協力員</u>)、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチーム組織などとの連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力体制<u>を整備する。</u></p> <p><u>特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、災害時要援護者避難支援プラン(全体計画及び個別計画)を策定するとともに、関係機関への災害時要援護者名簿等の情報の共有化に努めるものとする。</u></p> <p>4 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>(1) 外国人の所在の把握</p>	316
---	--	-----

<p>市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように日常時における<u>外国人登録の推進を図り</u>、外国人の人数や所在の把握に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 外国人にやさしいまちづくりの推進</p> <p>市は、避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。</p> <p>(5) ライフラインカードの携行</p> <p>県及び市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で血液型や既往症、宗教、連絡先などを記載するライフラインカードを配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、携行の促進に努める。</p> <p>(6) 外国人と日本人とのネットワークの形成</p> <p>県及び市は、外国人も日本の地域にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催などさまざまな交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。</p> <p>(7) 語学ボランティアの確保</p> <p>県及び市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。</p> <p>また、県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「受入れ窓口」としての機能を備えておくものとする。</p>	<p>市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>災害時マニュアルの携行促進</u></p> <p>県及び市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動を円滑に行うため、<u>様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。</u></p> <p>(5) <u>外国人が安心して生活できる環境の整備</u></p> <p><u>ア 外国人にやさしいまちづくりの推進</u></p> <p><u>市は、避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。</u></p> <p><u>イ 外国人への行政情報の提供</u></p> <p><u>県及び市は、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行うものとする。</u></p> <p><u>また、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスが受けられるように、県及び市は外国人相談窓口の充実を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成</u></p> <p><u>県及び市は、外国人も日本の地域にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催などさまざまな交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。</u></p> <p><u>エ 語学ボランティアの確保</u></p> <p><u>県及び市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。</u></p> <p><u>また、県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「受入れ窓口」としての機能を備えておくものとする。</u></p> <p>第6 燃料不足への備え<新規></p> <p>1 計画の方針</p> <p><u>災害の発生に伴い、市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合笠間支部等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。</u></p> <p>2 燃料の調達、供給体制の整備</p> <p><u>県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、予め、県石油業協同組合と協定を締結する。</u></p> <p><u>市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各笠間支部等と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておくものとする。</u></p> <p>3 重要施設・災害応急対策車両等の指定</p> <p>(1) 重要施設の指定</p> <p><u>県及び市は、別に定める基準に基づき災害発生時においても、その機能を維持する必要がある重要施設を予め指定しておくものとする。</u></p> <p>(2) 災害応急対策車両の指定</p> <p><u>県及び市は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておくものとし、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカー等表示物を作成し備えておくものとする。</u></p> <p>(3) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務</p> <p><u>重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、施設の規模等を考慮して、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うものとする。</u></p> <p><u>災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。</u></p> <p><u>上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するとともに、指定された施設及び車両に変更が生じた場合には速やかに県及び市に報告す</u></p>
--	--

<p>第4節 防災教育・訓練</p> <p>第1 防災教育（略）</p> <p>第2 防災訓練</p> <p>1 計画の方針（略）</p> <p>2 総合防災訓練</p> <p>(1) 訓練種目</p> <p>ア、イ （略）</p> <p>ウ 避難準備及び避難誘導，避難所の運営</p> <p>エ～ケ （略）</p> <p>(2) 訓練参加機関</p> <p>県内の市町村，防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ，市及び県等が主催して実施する。その他，自主防災組織，ボランティア組織，一般住民の参加も広く呼びかけるとともに，応援の派遣，受入を中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施する。</p> <p>3 個別訓練</p> <p>(1) 避難訓練</p> <p>地震時における避難勧告及び立ち退き等の円滑，迅速，確実を期するため，市が中心となり警察，消防及びその他の関係機関の参加のもと，自主防災組織及び市民の協力を得て避難訓練を毎年1回以上実施するよう努めるものとする。また，幼稚園，保育園，小中学校，病院及び社会福祉施設等において災害時に幼児，児童，生徒，傷病者，身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り，被害を最小限にとどめるため，施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。</p> <p>(2) 非常参集訓練</p> <p>市及び各防災関係機関は，災害時の迅速な職員参集のため，非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また，非常参集訓練と同時に，本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。</p> <p>(3) （略）</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第3 災害に関する調査研究（略）</p>	<p>る。</p> <p><u>4 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定</u></p> <p>県及び市は，協定などにに基づき，災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに，災害対応力の強化に努めるものとする。</p> <p>県及び市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は，県及び市と協力して日頃からその旨を明示し，災害時に混乱が生じないよう周知を図る。</p> <p><u>5 平常時の心構え</u></p> <p>県及び市は，災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため，日頃から住民及び事業者等に対し，車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど，災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行うものとする。</p> <p>また，日常生活や事業活動において，車両が必要不可欠な住民及び事業所は，車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど，自助努力に努めるものとする。</p> <p>第4節 防災教育・訓練</p> <p>第1 防災教育（略）</p> <p>第2 防災訓練</p> <p>1 計画の方針（略）</p> <p>2 総合防災訓練</p> <p>(1) 訓練種目</p> <p>ア、イ （略）</p> <p>ウ 避難準備及び避難誘導，避難所の<u>設置・運営</u></p> <p>エ～ケ （略）</p> <p><u>コ 災害時要援護者の支援（避難所への避難等）</u></p> <p><u>サ 応急給水活動</u></p> <p>(2) 訓練参加機関</p> <p>県内の市町村，防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ，市及び県等が主催して実施する。その他，自主防災組織，ボランティア組織，<u>事業所，災害時要援護者を含めた</u>一般住民の参加も広く呼びかけるとともに，応援の派遣，受入を中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施する。</p> <p>3 個別訓練</p> <p>(1) 避難訓練</p> <p>地震時における避難勧告及び立ち退き等の円滑，迅速，確実を期するため，市が中心となり警察，消防及びその他の関係機関の参加のもと，自主防災組織及び市民の協力を得て，<u>避難訓練を毎年1回以上実施するよう努めるものとする。特に，市は学校と連携し，児童・生徒を含めた避難訓練の実施，地域住民の参加により学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>また，幼稚園，保育園，小中学校，病院及び社会福祉施設等において災害時に幼児，児童，生徒，傷病者，身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り，被害を最小限にとどめるため，施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。</p> <p>(2) 非常参集訓練</p> <p>市及び各防災関係機関は，災害時の迅速な職員参集のため，非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また，非常参集訓練と同時に，本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も<u>併せて</u>実施する。</p> <p>(3) （略）</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第3 災害に関する調査研究（略）</p>	<p>320</p> <p>324</p>
<p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 初動対応</p> <p>第1 職員参集・動員</p> <p>1 計画の方針</p>	<p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 初動対応</p> <p>第1 職員参集・動員</p> <p>1 計画の方針</p>	<p>325</p>

市及び防災関係機関は、市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整えるため、地震発生直後、あらかじめ定められた職員は、業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務にあたるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 1 節「組織計画」及び同第 2 節「動員計画」の定めによるものとする。

2～5 (略)

第 2 災害対策本部 (略)

第 2 節 災害情報の収集・伝達
第 1 通信手段の確保 (略)

第 2 災害情報の収集・伝達・報告

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 (略)	
2 被害状況の調査担当者 ⇒ 被害調査員 (地区受け持ち職員)	各課共通

1～3 (略)

4 被害情報・措置情報の収集・伝達
(1)～(3) (略)

(4) 市は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。

ア 市は、速やかなる応急対策を実施するため、迅速的確に被害調査を行い、被害状況を把握する必要がある。

イ 災害発生後、災害応急対策を決定するための被害調査は、各地区に居住する職員によって編成される被害調査員が行うものとする。なお、大規模震災時は、被害調査員が被災する場合も考慮し、あらかじめ各地区受け持ちの職員を複数名とするものとする。

ウ 被害調査員は、担当地区の市民の協力を得て、短時間に被害調査を行い、調査結果を総務課を通じて総務部(災害対策本部)に報告するものとする。

5 (略)

第 3 災害情報の広報

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 (略)	
2 広報内容 ⇒ (1)火災、犯罪等防止の呼びかけ、(2)避難勧告・指示の内容、(3)被害状況、鉄道・バスの運行状況、(4)避難所、救護所の開設状況	総務部 市長公室 消防本部 消防団
3 各種情報に最も有効な伝達手段	
(1) 被害状況 ⇒ 防災行政無線、広報車 (2) 生活情報 ⇒ 防災行政無線、広報車、立看板・掲示板、情報紙、新聞折り込み (3) 安否情報 ⇒ 立看板・掲示板、情報紙、新聞折り込み	

1～2 (略)

3 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

(1) 防災行政無線 (同報系)

(2) 防災ヘリコプターによる呼びかけ

(3) 広報車による呼びかけ

(4) ハンドマイク等による呼びかけ

(5) ビラの配布

(6) インターネット

(7) 立看板、掲示板

市及び防災関係機関は、市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整えるため、地震発生直後、あらかじめ定められた職員は、業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務にあたるものとする。

また、動員にあたっては各機関において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 1 節「組織計画」及び同第 2 節「動員計画」の定めによるものとする。

2～5 (略)

第 2 災害対策本部 (略)

第 2 節 災害情報の収集・伝達
第 1 通信手段の確保 (略)

第 2 災害情報の収集・伝達・報告

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 (略)	
2 被害状況の調査担当者 ⇒ <u>担当部</u>	各課共通

1～3 (略)

4 被害情報・措置情報の収集・伝達
(1)～(3) (略)

(4) 市は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。

ア 市は、速やかなる応急対策を実施するため、迅速的確に被害調査を行い、被害状況を把握する必要がある。

イ 災害発生後、災害応急対策を決定するための被害調査は、あらかじめ定められた部が行う。

ウ

被害調査を実施するにあたっては、市民の協力を得て、短時間に被害調査を行い、調査結果を総務課を通じて総務部(災害対策本部)に報告するものとする。

5 (略)

第 3 災害情報の広報

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 (略)	
2 広報内容 ⇒ (1)火災、犯罪等防止の呼びかけ、(2)避難勧告・指示の内容、(3)被害状況、鉄道・バスの運行状況、(4)避難所、救護所の開設状況	総務部 市長公室 消防本部 消防団
3 各種情報に最も有効な伝達手段	
(1) 被害状況 ⇒ 防災行政無線、広報車 (2) 生活情報 ⇒ 防災行政無線、広報車、立看板・掲示板、情報紙、新聞折り込み (3) 安否情報 ⇒ 立看板・掲示板、情報紙、新聞折り込み	

1～2 (略)

3 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

(1) 防災行政無線 (同報系)

(2) 防災ヘリコプターによる呼びかけ

(3) 広報車による呼びかけ

(4) ハンドマイク等による呼びかけ

(5) ビラ等の配布 (新聞折込、情報紙等)

(6) インターネット (メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

(7) 立看板、掲示板

327

328

331

有効な伝達手段及びその特色		
伝達手段	種別	特色
防災行政無線 広報車	被 命	発災直後から様々な情報の伝達，注意の喚起に利用
立看板・掲示板	命 安	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	命 安	各避難所に配布。最も重要，確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	命 安	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能

被 被害状況 命 生活情報 安 安否情報

4 報道機関への対応

(1) (略)

(2) 発表

ア 震災に関する情報の報道機関への発表は，応急活動状況，災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち，災害対策本部長が必要と認める情報について，速やかに実施するものとする。

イ 発表は，原則として災害対策本部動員班長が実施するものとする。なお，必要に応じ各部において発表する場合は，あらかじめ災害対策本部動員班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし，発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は，原則として災害対策本部動員班長と協議の上実施するものとする。ただし，緊急を要する場合は，発表後速やかにその内容について報告するものとする。

エ 災害対策本部動員班長は，報道機関に発表した情報を，災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

(3) (略)

5 (略)

第3節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保 (略)

第2 応援要請・受入体制の確保 (略)

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策 (略)

第2 避難勧告・指示・誘導 (略)

第3 緊急輸送

活動のポイント (略)

1～5 (略)

6 緊急通行車両の確認

公安委員会が災対法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合，市長は，知事又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署）に対して，緊急通行車両の確認を申請し，認定を得て緊急通行を実施する。

(1)～(2) (略)

有効な伝達手段及びその特色（削除）

4 報道機関への対応

(1) (略)

(2) 発表

ア 震災に関する情報の報道機関への発表は，応急活動状況，災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち，災害対策本部長が必要と認める情報について，予め定めた様式に基づき，速やかに実施するものとする。

イ 発表は，原則として**本部長又は各部長**が実施するものとする。なお，発表を行う場合は，あらかじめ災害対策本部動員班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし，発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は，原則として災害対策本部動員班長と協議の上実施するものとする。ただし，緊急を要する場合は，発表後速やかにその内容について報告するものとする。

エ 災害対策本部動員班長は，報道機関に発表した情報を，災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

(3) (略)

5 (略)

第3節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保 (略)

第2 応援要請・受入体制の確保 (略)

第3 他都道府県（市町村）被災時の応援（追加）

1 計画の方針

市は，他都道府県（市町村）で発生した地震において，自力による応急対策等が困難な場合には，相互応援協定等に基づき，物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

2 他都道府県（市町村）への派遣

市は，他都道府県（市町村）において地震災害が発生し，または発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合には，災対法及び災害時相互応援協定に基づき，他都道府県（市町村）に対し応援を実施するものとする。

ただし，緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は，自主的に他都道府県（市町村）に応援をすることができるものとする。

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策 (略)

第2 避難勧告・指示・誘導 (略)

第3 緊急輸送

活動のポイント (略)

1～5 (略)

6 緊急通行車両の確認

公安委員会が災対法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合，市長は，知事又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署）に対して，緊急通行車両の確認を申請し，認定を得て緊急通行を実施する。

なお，公安委員会では，緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合，事前に審査し災害時に速やかに標章等の交付を図ることとしているので，事前に届け出を行っておくものとする。

(1)～(2) (略)

334

335

<p>7～15 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>様式第3号 (略)</p> <p>第4 消防活動, 救助・救急活動, 水防活動 (略)</p> <p>第5 応急医療 (略)</p> <p>第6 危険物等災害防止対策 (略)</p>	<p>7～15 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>様式第3号 (略)</p> <p>第4 消防活動, 救助・救急活動, 水防活動 (略)</p> <p>第5 応急医療 (略)</p> <p>第6 危険物等災害防止対策 (略)</p> <p>第7 燃料対策 (追加)</p> <p>1 計画の方針</p> <p><u>災害時においても, 県や市の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料, 応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。</u></p> <p><u>このため, 燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに, 応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を, 迅速・的確に実施するものとする。</u></p> <p>2 連絡体制の確保と情報の収集</p> <p>(1) 連絡体制の確保</p> <p><u>県, 市及び県石油業協同組合は, 震災発生直後, 予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに, 必要に応じて連絡先の確認を行う。</u></p> <p>(2) 給油所の被災状況の確認</p> <p><u>県は, 県石油業協同組合を通じ, 組合加盟給油所の被災状況を確認する。</u></p> <p>(3) 燃料の供給状況の確認</p> <p><u>県は, 県石油業協同組合を通じ, 組合加盟給油所の燃料の調達の状況や, 石油元売各社の状況について確認を行う。</u></p> <p>3 重要施設への燃料の供給</p> <p>(1) 重要施設の燃料供給状況の確認</p> <p><u>県は, 災害発生に伴う停電が発生した場合に, 予め指定した重要施設の燃料の備蓄状況を定期的に確認し, 県石油業協同組合と情報を共有する。</u></p> <p>(2) 重要施設への燃料の供給</p> <p><u>重要施設は, 燃料の備蓄が不足し, 電力等の供給が滞る可能性がある場合には県に対し, その旨を報告する。県は重要施設からの報告に基づき, 県石油業協同組合に対し, 燃料供給の依頼を行う。</u></p> <p>4 災害応急対策車両への燃料の供給</p> <p>(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置</p> <p><u>県及び市は, 燃料の供給が途絶え, 災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には, 県石油業協同組合に対し, 予め指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。</u></p> <p>(2) 「災害時緊急給油票」の発行</p> <p><u>県, 市及び防災関係機関等は, 事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し, 必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。</u></p> <p><u>なお, 「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は, その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。</u></p> <p>(3) 緊急車両への燃料の供給</p> <p><u>災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。</u></p> <p><u>災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には, 予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。</u></p> <p>5 燃料の確保</p> <p><u>県は, 重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には, 国に対し燃料の確保を依頼する。</u></p> <p>6 市民への広報</p> <p><u>県及び市は, 給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため, 県民に対し, 燃料の供給状況や今後の見込み等に</u></p>	<p>347</p>
--	--	------------

<p>第5節 被災者生活支援</p> <p>第1 被災者の把握</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難者の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難者等の調査の実施</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p><u>ついて定期的に情報を提供する。</u></p> <p>第5節 被災者生活支援</p> <p>第1 被災者の把握</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難者の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難者等の調査の実施</p> <p><u>市は、避難場所ごとにそこに收容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>349</p>
<p>第2 避難生活の確保, 健康管理</p> <p>活動のポイント (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設, 運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。</p> <p>(3) 避難所における市民の心得</p> <p>避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図るものとする。</p> <p>ア 自治組織の結成とリーダーへの協力</p> <p>イ ごみ処理, 洗濯, 入浴等生活上のルールへの遵守</p> <p>ウ 災害時要援護者への配慮</p> <p>エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項</p>	<p>第2 避難生活の確保, 健康管理</p> <p>活動のポイント (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設, 運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。<u>その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。</u>さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。</p> <p>(3) 避難所における市民の心得</p> <p>避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図るものとする。</p> <p>ア 自治組織の結成とリーダーへの協力</p> <p>イ ごみ処理, 洗濯, 入浴等生活上のルールへの遵守</p> <p>ウ 災害時要援護者への配慮</p> <p><u>エ プライバシーの保護</u></p> <p><u>オ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項</u></p> <p><u>(4) 福祉避難所における支援</u></p> <p><u>ア 福祉避難所の指定</u></p> <p><u>要援護者は、心身の状態や障害の種類によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要援護者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。</u></p> <p><u>イ 福祉避難所の整備</u></p> <p><u>避難生活が長期にわたることも想定し、要援護者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。</u></p> <p><u>ウ 福祉避難所の周知</u></p> <p><u>市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要援護者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。</u></p> <p><u>エ 食料品・生活用品等の備蓄</u></p> <p><u>市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。</u></p> <p><u>オ 福祉避難所の開設</u></p> <p><u>市は、一般の避難所において適応が困難な要援護者から福祉避難所開設の要望があった場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。</u></p> <p><u>カ 福祉避難所開設の報告</u></p> <p><u>市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する</u></p>	<p>350</p>

<p>3 避難所生活環境の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 清潔保持に必要な知識の普及</p> <p>市は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。</p> <p>4 健康管理</p> <p>(1) 被災者の健康状態の把握</p> <p>ア 市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。</p> <p>イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。</p> <p>ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。</p> <p>(2) 被災者の精神状態の把握 (略)</p> <p>(3) 継続的要援助者のリストアップ</p> <p>市は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。</p> <p>(4) 関係機関との連携の強化</p> <p>市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないように継続的な援助を行う。</p> <p>5 精神保健、心のケア対策</p>	<p>(7) <u>福祉避難所開設の目的</u></p> <p>(イ) <u>箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）</u></p> <p>(ウ) <u>開設期間の見込み</u></p> <p>3 避難所生活環境の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>対象者に合わせた場所の確保</u></p> <p>市は、<u>避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。</u></p> <p><u>なお、一般の避難所での対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。</u></p> <p>(3) <u>感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及</u></p> <p>市は、<u>インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。</u></p> <p>(4) <u>避難所における動物の適正飼養に係る配慮</u></p> <p><u>災害時における愛玩動物の保護及び飼養は、原則愛玩動物の所有者・管理者が行うものとする。</u></p> <p><u>市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、愛玩動物の取扱いについては、県等の関係機関と協働して適正飼養の支援に努める。</u></p> <p>4 健康管理</p> <p>(1) 被災者の健康（<u>身体・精神</u>）状態の把握</p> <p>ア 市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、<u>避難所において被災者の健康（身体・精神）状態や精神状態の把握及び健康相談</u>を行う。</p> <p>イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。</p> <p>ウ <u>高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。</u></p> <p>エ <u>エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。</u></p> <p>オ <u>継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。</u></p> <p>カ 市は、<u>避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。</u></p> <p>キ 市は、<u>幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>要援護者の把握</u></p> <p>市は、<u>避難者の中から要援護者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。</u></p> <p>(3) <u>関係機関との連携の強化</u></p> <p>市は、<u>支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。</u></p> <p>5 精神保健、心のケア対策</p> <p>(1) <u>心のケア活動の実施</u></p> <p>ア 県は、<u>精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び保健所に心の健康相談窓口を設置するとともに、各種広報媒体を活用し、広報を図る。</u></p> <p><u>また、県は市の要請もしくは必要に応じ、国や関係団体へ心のケアチームの派遣を要請する。心のケアチームは、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたるとともに、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。</u></p> <p>イ センターは、<u>原則として、心のケア活動の情報の収集および心のケア活動を行う関係者への情報の提供（FAXニュース等）を一元的に行う。</u></p> <p><u>また、センターは、保健所、心のケアチーム等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施にあたっての治療、ケアの方針等を示す。</u></p> <p>ウ 保健所及び市は、<u>連携して次のことを実施する。</u></p> <p>(7) <u>第一段階</u></p>
---	--

<p>(1) 児童，高齢者，障害者，外国人に対する心のケア対策の実施 市は，ボランティアの支援を受けながら，医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに，高齢者に対して十分配慮するほか，情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。</p> <p>(2) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置 被災者の心理的ケアに対応するため，市は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに，避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。</p> <p>第3 ボランティア活動の支援 1～2 (略) 3 ボランティア「受入れ窓口」との連携協力 (1)～(3) (略) (4) ボランティア保険の加入促進 県及び市は，ボランティア活動中の事故に備え，ボランティア保険<u>についての広報を実施するなどボランティア保険</u>への加入を促進するとともに，ボランティア保険の助成に努める。</p>	<p>・心の健康相談，巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動 <u>※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療</u> <u>(イ) 第二段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）</u> ・長期の継続が必要なケースの把握，対応 <u>(ウ) 第三段階</u> ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療，訪問活動 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応 <u>エ 保健所及び市は，特に，心理サポートが必要となる遺族，安否不明者の家族，高齢者，子供，障害者，外国人に</u> <u>対しては十分配慮するとともに，適切なケアを行う。</u> <u>オ 心のケアに対する正しい知識の普及を図るため，センターは「心のケア」や「PTSD」に関するパンフレット</u> <u>等を作成し，保健所及び市町村を通じて被災者に配付する。</u> <u>(1) (削除)</u></p> <p>(2) (削除)</p> <p>第3 ボランティア活動の支援 1～2 (略) 3 ボランティア「受入れ窓口」との連携協力 (1)～(3) (略) (4) ボランティア保険の加入促進 県及び市は，ボランティア活動中の事故に備え，ボランティア保険への加入を<u>推進</u>するとともに，ボランティア保険の<u>広報</u>，助成に努める。</p>	353
<p>第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供 1 (略) 2 ニーズの把握 (1) (略) (2) 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握 自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり，独居），障害者等のケアニーズの把握については，県職員・市職員，民生委員，ホームヘルパー，保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて，各種サービス供給の早期確保を図るとともに，円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても，語学ボランティアの巡回訪問等により，ニーズ把握に努めるものとする。 ア～オ (略) カ 母国との連絡 3 相談窓口の設置 (1) 総合窓口の設置 市は，(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し，県，市，防災関係機関，その他団体の設置する窓口業務を把握しておき，様々な形で寄せられる問合せに対して，適切な相談窓口を紹介する。</p> <p>(2) 各種相談窓口の設置 市は，被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供 1 (略) 2 ニーズの把握 (1) (略) (2) 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握 自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり，独居），障害者等のケアニーズの把握については，県職員・市職員，民生委員，ホームヘルパー，保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて，各種サービス供給の早期確保を図るとともに，円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても，語学ボランティアの<u>活用</u>等により，ニーズ把握に努めるものとする。 ア～オ (略) <u>カ (削除)</u> 3 相談窓口の設置 (1) 総合窓口の設置 市は，(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を<u>速やかに</u>設置し，県，市，防災関係機関，その他団体の設置する窓口業務を把握しておき，様々な形で寄せられる問合せに対して，適切な相談窓口を紹介する。 <u>この総合窓口は，震災被害の程度や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど，弾力的な運営を行う。</u> (2) 各種相談窓口の設置 市は，被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。 <u>これらの相談窓口は，専門的な内容も多いため，関係団体，業界団体，ボランティア組織等の協力を得て準備，開設及び運営を実施する。</u> <u>また，災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。</u> ア～エ (略)</p>	356

<p>オ 外国人（安否確認，母国との連絡，避難生活等） カ～ソ （略）</p> <p>4 生活情報の提供 各機関は，被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。</p> <p>(1) テレビ，ラジオの活用 県内のテレビ，ラジオ局の協力を得て，定期的に被災者に対する放送を行い，生活情報の提供を行う。なお，視聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。</p> <p>(2) インターネットの活用 茨城県インターネット情報提供システムを活用して，被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。</p> <p>(3) ファクシミリの活用 避難所に対する文書情報の同時提供のため，NTT，電器メーカー等の協力を得て，ファクシミリを活用した，定期的な生活情報の提供を行う。</p> <p>(4) 震災ニュースの発行 様々な生活情報を集約して，新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ，震災ニュースとして，避難所，各関係機関等に広く配布する。</p> <p>(5) 臨時FM局の設置，運営 阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し，災害復興・被災者支援の専門局として位置づけて運営する方法も考えられる。 設置にあたっては，NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。</p>	<p>オ 外国人（安否確認，<u>震災関連情報</u>等） カ～ソ （略）</p> <p><u>タ 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）</u></p> <p>4 生活情報の提供 各機関は，被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。</p> <p>(1) テレビ，ラジオの活用 県内のテレビ，ラジオ局の協力を得て，定期的に被災者に対する放送を行い，生活情報の提供を行う。なお，視聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。</p> <p>(2) <u>メール配信サービスの活用</u> <u>市が提供するメール配信サービスを活用し，災害情報の提供を行うとともに，登録者の増加を図る。</u></p> <p>(3) <u>インターネットの活用</u> <u>市ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等</u>を活用して，被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。</p> <p>(4) <u>ファクシミリの活用</u> 避難所に対する文書情報の同時提供のため，NTT，電器メーカー等の協力を得て，ファクシミリを活用した，定期的な生活情報の提供を行う。</p> <p>(5) 震災ニュースの発行 様々な生活情報を集約して，<u>新聞折込</u>や新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ，震災ニュースとして，<u>市民</u>，避難所，各関係機関等に広く配布する。</p> <p>(6) 臨時FM局の設置，運営 阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し，災害復興・被災者支援の専門局として位置づけて運営する方法も考えられる。 設置にあたっては，NHK他の技術的協力，<u>コミュニティFM局</u>及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。</p>	<p>357</p>
<p>第5 生活救援物資の供給 活動のポイント（略） 1～2 （略） 3 （略） 表 （略） 震災時の食糧，生活必需品等供給の流れ（略） 4 （略）</p>	<p>第5 生活救援物資の供給 活動のポイント（略） 1～2 （略） 3 （略） 表 （略） 震災時の食糧，生活必需品等供給の流れ（略） 4 （略）</p>	<p>359</p>
<p>第6 災害時要援護者安全確保対策 活動のポイント（略） 1 （略） 2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策 (1) 救助及び避難誘導 施設等管理者は，避難誘導計画に基づき，入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。市は，施設等管理者の要請に基づき，施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため，職員を派遣するとともに，近隣市町村に応援を要請する。また，近隣の社会福祉施設，近隣住民，ボランティア団体等にも協力を要請する。</p> <p>(2) 搬送及び受入先の確保 施設等管理者は，災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は，施設等管理者の要請に基づき，救急自動車等を確保するとともに，医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。</p> <p>(3)～(6) （略） 3 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策 (1)～(3) （略） (4) 食糧，飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮 市は，災害時要援護者に配慮した食糧，飲料水，生活必需品等を確保するとともに，配布場所や配布時間を別に設</p>	<p>第6 災害時要援護者安全確保対策 活動のポイント（略） 1 （略） 2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策 (1) 救助及び避難誘導 施設等管理者は，避難誘導計画に基づき，入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。市は，施設等管理者の要請に基づき，<u>必要な援助の内容を把握し，速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また，援助可能な社会福祉施設及び</u>ボランティア団体等にも協力を要請する。</p> <p>(2) 搬送及び受入先の確保 施設等管理者は，災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は，施設等管理者の要請に基づき，<u>関係機関と連携し，安全に搬送するための</u>救急自動車等を確保するとともに，医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。</p> <p>(3)～(6) （略） 3 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策 (1)～(3) （略） (4) 食糧，飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮 市は，災害時要援護者に配慮した食糧，飲料水，生活必需品等を確保する。<u>特に，福祉避難所の食料品の備蓄に当</u></p>	<p>359</p>

けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。

(5)～(6) (略)

4 外国人に対する安全確保対策

(1) (略)

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3)～(4) (略)

第7 応急教育 (略)

たつては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。

(5)～(6) (略)

4 外国人に対する安全確保対策

(1) (略)

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民 (自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3)～(4) (略)

第7 応急教育 (略)

第8 帰宅困難者対策 (追加)

1 計画の方針

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

また、市は帰宅困難者のための避難所を定めるものとする。

2 各機関の取り組み

(1)市の取り組み

ア 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

イ 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

ウ 情報提供

市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

エ 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。

(2)企業の取り組み

ア 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

イ 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

ウ 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

エ 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP (事業継続計画) 等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

オ 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

361

	<p><u>カ 市、自主防災組織等との連携</u> <u>企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。</u> <u>(3)大規模集客施設の取り組み</u> <u>大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。</u> <u>(4)各学校の取り組み</u> <u>ア 鉄道事業者との連携</u> <u>日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。</u> <u>イ 帰宅困難者への情報提供</u> <u>あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。</u> <u>ウ 飲料水等の備蓄</u></p> <p><u>第9 義援物資対策</u> <u>1 計画の方針</u> <u>大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。</u> <u>2 義援物資の供給</u> <u>(1) 情報の収集・発信</u> <u>ア 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行うとともに、県の保有する義援物資のリスト等の提供を受ける。要請を行う場合においては、時間とともに変化する被災者のニーズを的確に把握するよう努める。</u> <u>イ 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。</u> <u>(2) 物資の受入</u> <u>市は、あらかじめ指定した物資の集積場所等を活用し、被災者が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に複数の候補施設を選定しておくよう努める。</u> <u>また、民間倉庫等も活用できるよう倉庫業協会等との災害時応援協定の締結など体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(3) 物資の供給</u> <u>風水害等対策計画編2第2章第12節「食糧供給計画」、第13節「衣料・生活必需品等供給計画」及び第14節「給水計画」を準用する。</u></p>	
<p>第6節 災害救助法の適用（略） 第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧（略） 第2 土木施設の応急復旧 1～3 （略） 4 その他の土木施設の応急復旧 (1) （略） (2) 農業用施設の応急復旧 地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。 ア 点検 農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。 イ～エ （略）</p>	<p>第6節 災害救助法の適用（略） 第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧（略） 第2 土木施設の応急復旧 1～3 （略） 4 その他の土木施設の応急復旧 (1) （略） (2) <u>農地・農業用施設の応急復旧</u> 地震により<u>農地・農業用施設</u>が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。 ア 点検 <u>農地</u>、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区等が点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。 イ～エ （略）</p>	<p>363 364</p>
<p>第3 ライフライン施設の応急復旧 1 （略） 2 電力施設の応急復旧【東京電力㈱】 (1) 電力停止時の代替措置（略）</p>	<p>第3 ライフライン施設の応急復旧 1 （略） 2 電力施設の応急復旧【東京電力㈱】 (1) <u>(削除)</u></p>	<p>367</p>

(2) 応急復旧の実施
 ア (略)
 イ 災害時における情報の収集, 連絡
 (7) (略)
 (i) 情報の集約
 上級本(支)部は, 下級本(支)部からの被害情報等の報告および独自に地方公共団体から収集した情報を集約し, 総合的被害状況の把握に努め, 関係機関に報告する。
 (ウ) (略)
 ウ 災害時における広報
 (7) 広報活動
 災害の発生が予想される場合, または発生した場合は, 停電による社会不安の除去のため, 電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。
 また, 災害による断線, 電柱の倒壊, 折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため, 一般公衆に対し広報活動を行う。

(i) (略)
 エ〜ク (略)
 ケ 復旧順位
 (中略)

設備名	復 旧 順 位
送電設備	(略)
変電設備	(略)
配電設備	①水道, 新聞, 放送, ガス, 電鉄, 排水設備, 行政機関, N T T, 広域避難場所, その他重要施設に対しては, 優先的に送電するなど, 各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。 ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては, 負荷切替, 応急ケーブルの新設等により仮送電する。 ③ 停電が長期にわたる場合は, 被害地市民の治安確保の面から, 道路上に投光器などの仮設置を行う。
通信設備	① 給電指令回線ならびに制御保護および監視回線 ② 保守用回線 ③ 業務用回線

3 (略)
 4 上水道施設の応急復旧【水道事業者等】
 (1) 上水道停止時の代替措置
 本章第5節第5「生活救援物資の供給」参照

(2) 応急復旧の実施
 ア 作業体制の確保
 水道事業者等は, 被害状況を迅速に把握し, 速やかに作業体制を確立する。また, 広域的な範囲で被害が発生し, 当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は, 県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施
 水道事業者等は, 次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際, 医療施設, 避難場所,

(1) 応急復旧の実施
 ア (略)
 イ 災害時における情報の収集, 連絡
 (7) (略)
 (i) 情報の集約
 上級本(支)部は, 下級本(支)部からの被害情報等の報告および独自に地方公共団体から収集した情報を集約し, 総合的被害状況の把握に努める。
 (ウ) (略)
 ウ 災害時における広報
 (7) 広報活動
 災害の発生が予想される場合, または発生した場合は, 停電による社会不安の除去のため, 電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。
 また, 災害による断線, 電柱の倒壊, 折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため, 一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・無断昇柱, 無断工事はしないこと。
 - ・電柱の倒壊・折損, 電線の断線, 垂下等設備の異常を発見した場合は, 速やかに当社事業所に通報すること。
 - ・断線, 垂下している電線には絶対に触らないこと。
 - ・浸水, 雨漏りなどにより冠水した屋内配線, 電気器具等は危険なため使用しないこと。
 - ・屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- その他事故防止のため留意すべき事項。

(i) (略)
 エ〜ク (略)
 ケ 復旧順位
 (中略)

設備名	復 旧 順 位
送電設備	(略)
変電設備	(略)
配電設備	①病院, 交通, 通信, 報道機関, 水道, ガス, 官公庁等の公共機関, 避難場所, その他重要設備への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電指令回線(制御・監視および保護回線) ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

3 (略)
 4 上水道施設の応急復旧【水道事業者等】
 (1) 上水道停止時の代替措置
 本章第5節第5「生活救援物資の供給」及び風水害等対策計画編2「風水害対策対策計画」第2章第14節「給水計画」参照

(2) 応急復旧の実施
 ア 作業体制の確保
災害時は直ちに災害対策本部, 現地災害対策本部を設置するとともに, 関係機関との連携により, 速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。また, 広域的な範囲で被害が発生し, 当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は, 県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施
市は水道事業者として, 次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際, 医療施設, 避難

<p>福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設復旧の完了の目標を明らかにすること。 ・ 設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。 ・ 設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。 ・ 災状況の調査、把握方法を明らかにすること。 <p>（以下略）</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 水源施設破壊の場合 取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ 応急復旧資機材の確保 水道事業者等は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。</p> <p>エ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第4 清掃・防疫・障害物の除去 (略)</p> <p>第5 行方不明者等の捜索 (略)</p> <p>第4章 震災復旧・復興対策計画 (略)</p> <p>第1節 被災者の生活の安定化</p> <p>第1 義援金品の募集及び配分</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸与</p> <p>第3 租税及び公共料金等の特別措置</p> <p>第4 雇用対策</p> <p>第5 住宅建設の促進</p> <p>第6 被災者生活再建支援法の適用</p> <p>第2節 被災施設の復旧</p> <p>第3節 激甚災害の指定</p> <p>第4節 復旧計画の作成</p>	<p>場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設復旧の完了の目標を明らかにすること。 ・ 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。 ・ 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。 ・ 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。 <p>（以下略）</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 水源施設破壊の場合 水道用水供給事業者（県企業局）の取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ 災害復旧資機材の確保</p> <p>(7) 資材 応急復旧用の資材は水道事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。</p> <p>(イ) 車両、その他機材 緊急工事の協定業者から動員する。</p> <p>エ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第4 清掃・防疫・障害物の除去 (略)</p> <p>第5 行方不明者等の捜索 (略)</p> <p>第4章 震災復旧・復興対策計画 (略)</p> <p>第1節 被災者の生活の安定化</p> <p>第1 義援金品の募集及び配分</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸与</p> <p>第3 租税及び公共料金等の特別措置</p> <p>第4 雇用対策</p> <p>第5 住宅建設の促進</p> <p>第6 被災者生活再建支援法の適用</p> <p>第2節 被災施設の復旧</p> <p>第3節 激甚災害の指定</p> <p>第4節 復旧計画の作成</p>	374	375
--	--	-----	-----